

昭和二十三年法律第二百五号

医療法

目次

第三款 評議員及び評議員会（第四十六条の四—第四十六条の七）	第八章 雜則（第七十二条—第七十六条）
第四款 役員の選任及び解任（第四十六条の五—第四十六条の四）	第九章 罰則（第七十七条—第九十四条）
第五款 理事（第四十六条の六—第四十六条の六の四）	附則 第一章 総則
第六款 理事会（第四十六条の七・第四十六条の七の二）	この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。
第七款 監事（第四十六条の八—第四十六条の八の三）	第一条 この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。
第八款 役員等の損害賠償責任（第四十七条—第四十九条の三）	第二条 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用せざるよう配慮しなければならない。
第九款 款補償契約及び役員のために締結される保険契約（第四十九条の四）	第三条 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。
第十款 計算（第五十条—第五十四条）	第四条 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第十一款 社会医療法人債（第五十四条の二—第五十四条の八）	第五条 病院又は診療所が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。
第十二款 第九十五条の八（第五十四条の八）	第六条 病院は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病的予防のための措置及びハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならぬ。
第十三款 第九十五条の九（第五十五条の九）	第七条 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病的予防のための措置及びハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならぬ。
第十四款 第九十五条の十（第五十五条の十）	第八条 医療計画（第三十条の四—第三十条の三）
第十五款 第九十五条の十一（第五十五条の十一）	第一節 基本方針（第三十条の三・第三十条の三の二）
第十六款 第九十五条の十二（第五十五条の十二）	第二節 監督（第二十三条の二—第三十条の二）
第十七款 第九十五条の十三（第五十五条の十三）	第三節 開設等（第七一条—第九条）
第十八款 第九十五条の十四（第五十五条の十四）	第四節 雜則（第三十条の二）
第十九款 第九十五条の十五（第五十五条の十五）	第五節 医療提供体制の確保
第二十款 第九十五条の十六（第五十五条の十六）	第六節 定款及び寄附行為の変更（第五十四条の九）
第二十一款 第九十五条の十七（第五十五条の十七）	第七節 解散及び清算（第五十五条の八—第五十五条の八）
第二十二款 第九十五条の十八（第五十五条の十八）	第八節 合併及び分割
第二十三款 第九十五条の十九（第五十五条の十九）	第一款 合併
第二十四款 第九十五条の二十（第五十五条の二十）	第二款 分割
第二十五款 第九十五条の二十一（第五十五条の二十一）	第三款 新設分割（第六十一条—第六十条の七）
第二十六款 第九十五条の二十二（第五十五条の二十二）	第四款 吸收分割（第六十一条—第六十条の七）
第二十七款 第九十五条の二十三（第五十五条の二十三）	第五款 吸收合併（第五十八条—第五十八条の六）
第二十八款 第九十五条の二十四（第五十五条の二十四）	第六款 新設合併（第五十九条—第五十九条の五）
第二十九款 第九十五条の二十五（第五十五条の二十五）	第七款 合併及び分割
第三十款 第九十五条の二十六（第五十五条の二十六）	第八款 合併
第三十一款 第九十五条の二十七（第五十五条の二十七）	第九款 合併
第三十二款 第九十五条の二十八（第五十五条の二十八）	第十款 合併
第三十三款 第九十五条の二十九（第五十五条の二十九）	第十一款 合併
第三十四款 第九十五条の三十（第五十五条の三十）	第十二款 合併
第三十五款 第九十五条の三十一（第五十五条の三十一）	第十三款 合併
第三十六款 第九十五条の三十二（第五十五条の三十二）	第十四款 合併
第三十七款 第九十五条の三十三（第五十五条の三十三）	第十五款 合併
第三十八款 第九十五条の三十四（第五十五条の三十四）	第十六款 合併
第三十九款 第九十五条の三十五（第五十五条の三十五）	第十七款 合併
第四十款 第九十五条の三十六（第五十五条の三十六）	第十八款 合併
第四十一款 第九十五条の三十七（第五十五条の三十七）	第十九款 合併
第四十二款 第九十五条の三十八（第五十五条の三十八）	第二十款 合併
第四十三款 第九十五条の三十九（第五十五条の三十九）	第二十一款 合併
第四十四款 第九十五条の四十（第五十五条の四十）	第二十二款 合併
第四十五款 第九十五条の四十一（第五十五条の四十一）	第二十三款 合併
第四十六款 第九十五条の四十二（第五十五条の四十二）	第二十四款 合併
第四十七款 第九十五条の四十三（第五十五条の四十三）	第二十五款 合併
第四十八款 第九十五条の四十四（第五十五条の四十四）	第二十六款 合併
第四十九款 第九十五条の四十五（第五十五条の四十五）	第二十七款 合併
第五十款 第九十五条の四十六（第五十五条の四十六）	第二十八款 合併
第五十一款 第九十五条の四十七（第五十五条の四十七）	第二十九款 合併
第五十二款 第九十五条の四十八（第五十五条の四十八）	第三十款 合併
第五十三款 第九十五条の四十九（第五十五条の四十九）	第三十一款 合併
第五十四款 第九十五条の五十（第五十五条の五十）	第三十二款 合併
第五十五款 第九十五条の五十一（第五十五条の五十一）	第三十三款 合併
第五十六款 第九十五条の五十二（第五十五条の五十二）	第三十四款 合併
第五十七款 第九十五条の五十三（第五十五条の五十三）	第三十五款 合併
第五十八款 第九十五条の五十四（第五十五条の五十四）	第三十六款 合併
第五十九款 第九十五条の五十五（第五十五条の五十五）	第三十七款 合併
第六十款 第九十五条の五十六（第五十五条の五十六）	第三十八款 合併
第六十一款 第九十五条の五十七（第五十五条の五十七）	第三十九款 合併
第六十二款 第九十五条の五十八（第五十五条の五十八）	第四十款 合併
第六十三款 第九十五条の五十九（第五十五条の五十九）	第四十一款 合併
第六十四款 第九十五条の六十（第五十五条の六十）	第四十二款 合併
第六十五款 第九十五条の六十一（第五十五条の六十一）	第四十三款 合併
第六十六款 第九十五条の六十二（第五十五条の六十二）	第四十四款 合併
第六十七款 第九十五条の六十三（第五十五条の六十三）	第四十五款 合併
第六十八款 第九十五条の六十四（第五十五条の六十四）	第四十六款 合併
第六十九款 第九十五条の六十五（第五十五条の六十五）	第四十七款 合併
第七十款 第九十五条の六十六（第五十五条の六十六）	第四十八款 合併
第七十一款 第九十五条の六十七（第五十五条の六十七）	第四十九款 合併
第七十二款 第九十五条の六十八（第五十五条の六十八）	第五十款 合併
第七十三款 第九十五条の六十九（第五十五条の六十九）	第五十一款 合併
第七十四款 第九十五条の七十（第五十五条の七十）	第五十二款 合併
第七十五款 第九十五条の七十一（第五十五条の七十一）	第五十三款 合併
第七十六款 第九十五条の七十二（第五十五条の七十二）	第五十四款 合併
第七十七款 第九十五条の七十三（第五十五条の七十三）	第五十五款 合併
第七十八款 第九十五条の七十四（第五十五条の七十四）	第五十六款 合併
第七十九款 第九十五条の七十五（第五十五条の七十五）	第五十七款 合併
第八十款 第九十五条の七十六（第五十五条の七十六）	第五十八款 合併
第八十一款 第九十五条の七十七（第五十五条の七十七）	第五十九款 合併
第八十二款 第九十五条の七十八（第五十五条の七十八）	第六十款 合併
第八十三款 第九十五条の七十九（第五十五条の七十九）	第六十一款 合併
第八十四款 第九十五条の八十（第五十五条の八十）	第六十二款 合併
第八十五款 第九十五条の八十一（第五十五条の八十一）	第六十三款 合併
第八十六款 第九十五条の八十二（第五十五条の八十二）	第六十四款 合併
第八十七款 第九十五条の八十三（第五十五条の八十三）	第六十五款 合併
第八十八款 第九十五条の八十四（第五十五条の八十四）	第六十六款 合併
第八十九款 第九十五条の八十五（第五十五条の八十五）	第六十七款 合併
第九十款 第九十五条の八十六（第五十五条の八十六）	第六十八款 合併
第九十一款 第九十五条の八十七（第五十五条の八十七）	第六十九款 合併
第九十二款 第九十五条の八十八（第五十五条の八十八）	第七十款 合併
第九十三款 第九十五条の八十九（第五十五条の八十九）	第七十一款 合併
第九十四款 第九十五条の九十（第五十五条の九十）	第七十二款 合併
第九十五款 第九十五条の九十一（第五十五条の九十一）	第七十三款 合併
第九十六款 第九十五条の九十二（第五十五条の九十二）	第七十四款 合併
第九十七款 第九十五条の九十三（第五十五条の九十三）	第七十五款 合併
第九十八款 第九十五条の九十四（第五十五条の九十四）	第七十六款 合併
第九十九款 第九十五条の九十五（第五十五条の九十五）	第七十七款 合併
第一百款 第九十五条の九十六（第五十五条の九十六）	第七十八款 合併
第一百一款 第九十五条の九十七（第五十五条の九十七）	第七十九款 合併
第一百二款 第九十五条の九十八（第五十五条の九十八）	第八十款 合併
第一百三款 第九十五条の九十九（第五十五条の九十九）	第八十一款 合併
第一百四款 第九十五条の一百（第五十五条の一百）	第八十二款 合併
第一百五款 第九十五条の一百一（第五十五条の一百一）	第八十三款 合併
第一百六款 第九十五条の一百二（第五十五条の一百二）	第八十四款 合併
第一百七款 第九十五条の一百三（第五十五条の一百三）	第八十五款 合併
第一百八款 第九十五条の一百四（第五十五条の一百四）	第八十六款 合併
第一百九款 第九十五条の一百五（第五十五条の一百五）	第八十七款 合併
第一百二十款 第九十五条の一百六（第五十五条の一百六）	第八十八款 合併
第一百二十一款 第九十五条の一百七（第五十五条の一百七）	第八十九款 合併
第一百二十二款 第九十五条の一百八（第五十五条の一百八）	第九十款 合併
第一百二十三款 第九十五条の一百九（第五十五条の一百九）	第九十一款 合併
第一百二十四款 第九十五条の一百十（第五十五条の一百十）	第九十二款 合併
第一百二十五款 第九十五条の一百十一（第五十五条の一百十一）	第九十三款 合併
第一百二十六款 第九十五条の一百十二（第五十五条の一百十二）	第九十四款 合併
第一百二十七款 第九十五条の一百十三（第五十五条の一百十三）	第九十五款 合併
第一百二十八款 第九十五条の一百十四（第五十五条の一百十四）	第九十六款 合併
第一百二十九款 第九十五条の一百十五（第五十五条の一百十五）	第九十七款 合併
第一百三十款 第九十五条の一百十六（第五十五条の一百十六）	第九十八款 合併
第一百三十一款 第九十五条の一百十七（第五十五条の一百十七）	第九十九款 合併
第一百三十二款 第九十五条の一百十八（第五十五条の一百十八）	第一百款 合併
第一百三十三款 第九十五条の一百十九（第五十五条の一百十九）	第一百一款 合併
第一百三十四款 第九十五条の一百二十（第五十五条の一百二十）	第一百二款 合併
第一百三十五款 第九十五条の一百二十一（第五十五条の一百二十一）	第一百三款 合併
第一百三十六款 第九十五条の一百二十二（第五十五条の一百二十二）	第一百四款 合併
第一百三十七款 第九十五条の一百二十三（第五十五条の一百二十三）	第一百五款 合併
第一百三十八款 第九十五条の一百二十四（第五十五条の一百二十四）	第一百六款 合併
第一百三十九款 第九十五条の一百二十五（第五十五条の一百二十五）	第一百七款 合併
第一百四十款 第九十五条の一百二十六（第五十五条の一百二十六）	第一百八款 合併
第一百四十一款 第九十五条の一百二十七（第五十五条の一百二十七）	第一百九款 合併
第一百四十二款 第九十五条の一百二十八（第五十五条の一百二十八）	第一百十款 合併
第一百四十三款 第九十五条の一百二十九（第五十五条の一百二十九）	第一百十一款 合併
第一百四十四款 第九十五条の一百三十（第五十五条の一百三十）	第一百十二款 合併
第一百四十五款 第九十五条の一百三十一（第五十五条の一百三十一）	第一百十三款 合併
第一百四十六款 第九十五条の一百三十二（第五十五条の一百三十二）	第一百十四款 合併
第一百四十七款 第九十五条の一百三十三（第五十五条の一百三十三）	第一百十五款 合併
第一百四十八款 第九十五条の一百三十四（第五十五条の一百三十四）	第一百十六款 合併
第一百四十九款 第九十五条の一百三十五（第五十五条の一百三十五）	第一百十七款 合併
第一百五十款 第九十五条の一百三十六（第五十五条の一百三十六）	第一百十八款 合併
第一百五十一款 第九十五条の一百三十七（第五十五条の一百三十七）	第一百十九款 合併
第一百五十二款 第九十五条の一百三十八（第五十五条の一百三十八）	第一百二十款 合併
第一百五十三款 第九十五条の一百三十九（第五十五条の一百三十九）	第一百二十一款 合併
第一百五十四款 第九十五条の一百四十（第五十五条の一百四十）	第一百二十二款 合併
第一百五十五款 第九十五条の一百四十一（第五十五条の一百四十一）	第一百二十三款 合併
第一百五十六款 第九十五条の一百四十二（第五十五条の一百四十二）	第一百二十四款 合併
第一百五十七款 第九十五条の一百四十三（第五十五条の一百四十三）	第一百二十五款 合併
第一百五十八款 第九十五条の一百四十四（第五十五条の一百四十四）	第一百二十六款 合併
第一百五十九款 第九十五条の一百四十五（第五十五条の一百四十五）	第一百二十七款 合併
第一百六十款 第九十五条の一百四十六（第五十五条の一百四十六）	第一百二十八款 合併
第一百六十一款 第九十五条の一百四十七（第五十五条の一百四十七）	第一百二十九款 合併
第一百六十二款 第九十五条の一百四十八（第五十五条の一百四十八）	第一百三十款 合併
第一百六十三款 第九十五条の一百四十九（第五十五条の一百四十九）	第一百三十一款 合併
第一百六十四款 第九十五条の一百五十（第五十五条の一百五十）	第一百三十二款 合併
第一百六十五款 第九十五条の一百五十一（第五十五条の一百五十一）	第一百三十三款 合併
第一百六十六款 第九十五条の一百五十二（第五十五条の一百五十二）	第一百三十四款 合併
第一百六十七款 第九十五条の一百五十三（第五十五条の一百五十三）	第一百三十五款 合併
第一百六十八款 第九十五条の一百五十四（第五十五条の一百五十四）	第一百三十六款 合併
第一百六十九款 第九十五条の一百五十五（第五十五条の一百五十五）	第一百三十七款 合併
第一百七十款 第九十五条の一百五十六（第五十五条の一百五十六）	第一百三十八款 合併
第一百七十一款 第九十五条の一百五十七（第五十五条の一百五十七）	第一百三十九款 合併
第一百七十二款 第九十五条の一百五十八（第五十五条の一百五十八）	第一百四十款 合併
第一百七十三款 第九十五条の一百五十九（第五十五条の一百五十九）	第一百四十一款 合併
第一百七十四款 第九十五条の一百六十（第五十五条の一百六十）	第一百四十二款 合併
第一百七十五款 第九十五条の一百六十一（第五十五条の一百六十一）	第一百四十三款 合併
第一百七十六款 第九十五条の一百六十二（第五十五条の一百六十二）	第一百四十四款 合併
第一百七十七款 第九十五条の一百六十三（第五十五条の一百六十三）	第一百四十五款 合併
第一百七十八款 第九十五条の一百六十四（第五十五条の一百六十四）	第一百四十六款 合併
第一百七十九款 第九十五条の一百六十五（第五十五条の一百六十五）	第一百四十七款 合併
第一百七十款 第九十五条の一百六十六（第五十五条の一百六十六）	第一百四十八款 合併
第一百七十一款 第九十五条の一百六十七（第五十五条の一百六十七）	第一百四十九款 合併
第一百七十二款 第九十五条の一百六十八（第五十五条の一百六十八）	第一百五十款 合併
第一百七十三款 第九十五条の一百六十九（第五十五条の一百六十九）	第一百五十一款 合併
第一百七十四款 第九十五条の一百七十（第五十五条の一百七十）	第一百五十二款 合併
第一百七十五款 第九十五条の一百七十一（第五十五条の一百七十一）	第一百五十三款 合併
第一百七十六款 第九十五条の一百七十二（第五十五条の一百七十二）	第一百五十四款 合併
第一百七十七款 第九十五条の一百七十三（第五十五条の一百七十三）	第一百五十五款 合併
第一百七十八款 第九十五条の一百七十四（第五十五条の一百七十四）	第一百五十六款 合併
第一百七十九款 第九十五条の一百七十五（第五十五条の一百七十五）	第一百五十七款 合併
第一百七十款 第九十五条の一百七十六（第五十五条の一百七十六）	第一百五十八款 合併
第一百七十一款 第九十五条の一百七十七（第五十五条の一百七十七）	第一百五十九款 合併
第一百七十二款 第九十五条の一百七十八（第五十五条の一百七十八）	第一百六十款 合併
第一百七十三款 第九十五条の一百七十九（第五十五条の一百七十九）	第一百六十一款 合併
第一百七十四款 第九十五条の一百八十（第五十五条の一百八十）	第一百六十二款 合併
第一百七十五款 第九十五条の一百八十一（第五十五条の一百八十一）	第一百六十三款 合併
第一百七十六款 第九十五条の一百八十二（第五十五条の一百八十二）	第一百六十四款 合併
第一百七十七款 第九十五条の一百八十三（第五十五条の一百八十三）	第一百六十五款 合併
第一百七十8款 第九十五条の一百八十四（第五十五条の一百八十四）	第一百六十6款 合併
第一百七十9款 第九十五条の一百八十五（第五十五条の一百八十五）	第一百六十7款 合併
第一百七十0款 第九十五条の一百八十六（第五十五条の一百八十六）	第一百六十8款 合併
第一百七十1款 第九十五条の一百八十七（第五十五条の一百八十七）	第一百六十9款 合併
第一百七十2款 第九十五条の一百八十八（第五十五条の一百八十八）	第一百七十款 合併
第一百七十3款 第九十五条の一百八十九（第五十五条の一百八十九）	第一百七十1款 合併
第一百七十4款 第九十五条の一百九十（第五十五条の一百九十）	第一百七十2款 合併
第一百七十5款 第九十五条の一百九十一（第五十五条の一百九十一）	第一百七十3款 合併
第一百七十6款 第九十五条の一百九十二（第五十五条の一百九十二）	第一百七十4款 合併
第一百七十7款 第九十五条の一百九十三（第五十五条の一百九十三）	第一百七十5款 合併
第一百七十8款 第九十五条の一百九十四（第五十五条の一百九十四）	第一百七十6款 合併
第一百七十9款 第九十五条の一百九十五（第五十五条の一百九十五）	第一百七十7款 合併
第一百七十0款 第九十五条の一百九十六（第五十五条の一百九十六）	第一百七十8款 合併
第一百七十1款 第九十五条の一百九十七（第五十五条の一百九十七）	第一百七十9款 合併
第一百七十2款 第九十五条の一百九十八（第五十五条の一百九十八）	第一百七十0款 合併
第一百七十3款 第九十五条の一百九十九（第五十五条の一百九十九）	第一百七十1款 合併
第一百七十4款 第九十五条の一百二十（第五十五条の一百二十）	第一百七十2款 合併
第一百七十5款 第九十五条の一百二十1（第五十五条の一百二十1）	第一百七十3款 合併
第一百七十6款 第九十五条の一百二十2（第五十五条の一百二十2）	第一百七十4款 合併
第一百七十7款 第九十五条の一百二十3（第五十五条の一百二十3）	第一百七十5款 合併
第一百七十8款 第九十五条の一百二十4（第五十五条の一百二十4）	第一百七十6款 合併
第一百七十9款 第九十五条の一百二十5（第五十五条の一百二十5）	第一百七十7款 合併
第一百七十0款 第九十五条の一百二十6（第五十五条の一百二十6）	第一百七十8款 合併
第一百七十1款 第九十五条の一百二十7（第五十五条の一百二十7）	第一百七十9款 合併
第一百七十2款 第九十五条の一百二十8（第五十五条の一百二十8）	第一百七十0款 合併
第一百七十3款 第九十五条の一百二十9（第五十五条の一百二十9）	第一百七十1款 合併
第一百七十4款 第九十五条の一百二十10（第五十五条の一百二十10）	第一百七十2款 合併
第一百七十5款 第九十五条の一百二十11（第五十五条の一百二十11）	第一百七十3款 合併
第一百七十6款 第九十五条の一百二十12（第五十五条の一百二十12）	第一百七十4款 合併
第一百七十7款 第九十五条の一百二十13（第五十五条の一百二十13）	第一百七十5款 合併
第一百七十8款 第九十五条の一百二十14（第五十五条の一百二十14）	第一百七十6款 合併
第一百七十9款 第九十五条の一百二十15（第五十五条の一百二十15）	第一百七十7款 合併
第一百七十0款 第九十五条の一百二十16（第五十五条の一百二十16）	第一百七十8款 合併
第一百七十1款 第九十五条の一百二十17（第五十五条の一百二十17）	第一百七十9款 合併
第一百七十2款 第九十五条の一百二十18（第五十五条の一百二十18）	第一百七十0款 合併
第一百七十3款 第九十五条の一百二十19（第五十五条の一百二十19）	第一百七十1款 合併
第一百七十4款 第九十五条の一百二十20（第五十五条の一百二十20）	第一百七十2款 合併
第一百七十5款 第九十五条の一百二十21（第五十五条の一百二十21）	第一百七十3款 合併
第一百七十6款 第九十五条の一百二十22（第五十五条の一百二十22）	第一百七十4款 合併
第一百七十7款 第九十五条の一百二十23（第五十五条の一百二十23）	第一百七十5款 合併
第一百七十8款 第九十五条の一百二十24（第五十五条の一百二十24）	第一百七十6款 合併
第一百七十9款 第九十五条の一百二十25（第五十五条の一百二十25）	第一百七十7款 合併
第一百七十0款 第九十五条の一百二十26（第五十五条の一百二十26）	第一百七十8款 合併
第一百七十1款 第九十五条の一百二十27（第五十五条の一百二十27）	第一百七十9款 合併
第一百七十2款 第九十五条の一百二十28（第五十五条の一百二十28）	第一百七十0款 合併
第一百七十3款 第九十五条の一百二十29（第五十五条の一百二十29）	第一百七十1款 合併
第一百七十4款 第九十五条の一百二十30（第五十五条の一百二十30）	第一百七十2款 合併
第一百七十5款 第九十五条の一百二十31（第五十五条の一百二十31）	第一百七十3款 合併
第一百七十6款 第九十五条の一百二十32（第五十五条の一百二十32）	第一百七十4款 合併
第一百七十7款 第九十五条の一百二十33（第五十五条の一百二十33）	第一百七十5款 合併
第一百七十8款 第九十五条の一百二十34（第五十五条の一百二十34）	第一百七十6款 合併
第一百七十9款 第九十五条の一百二十35（第五十五条の一百二十35）	第一百七十7款 合併
第一百七十0款 第九十五条の一百二十36（第五十五条の一百二十36）	第一百七十8款 合併
第一百七十1款 第九十五条の一百二十37（第五十五条の一百二十37）	第一百七十9款 合併
第一百七十2款 第九十五条の一百二十38（第五十五条の一百二十38）	第一百七十0款 合併
第一百七十3款 第九十五条の一百二十39（第五十五条の一百二十39）	第一百七十1款 合併
第一百七十4款 第九十五条の一百二十40（第五十五条の一百二十40）	第一百七十2款 合併
第一百七十5款 第九十五条の一百二十41（第五十五条の一百二十41）	第一百七十3款 合併
第一百七十6款 第九十五条の一百二十42（第五十五条の一百二十42）	第一百七十4款 合併
第一百七十7款 第九十五条の一百二十43（第五十五条の一百二十43）	第一百七十5款 合併
第一百七十8款 第九十五条の一百二十44（第五十五条の一百二十44）	第一百七十6款 合併
第一百七十9款 第九十五条の一百二十45（第五十五条の一百二十45）	第一百七十7款 合併
第一百七十0款 第九十五条の一百二十46（第五十五条の一百二十46）	第一百七十8款 合併
第一百七十1款 第九十五条の一百二十47（第五十五条の一百二十47）	第一百七十9款 合併
第一百七十2款 第九十五条の一百二十48（第五	

助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦十人以上の入所施設を有してはならない。

第三条 疾病の治療（助産を含む。）をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他の病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。

2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を附けてはならない。

3 助産所でないものは、これに助産所その他の助産師がその業務を行う場所に紛らわしい名称を付けてはならない。

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力を有すること。

四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

五 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

七 その有する人員が第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合すること。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

10 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

11 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

12 特定機能病院でないものは、これに特定機能病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

13 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

14 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

15 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号から第九号までに規定する施設を有すること。

16 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

17 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならない。

18 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第四条の二 病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。

一 高度の医療を提供する能力を有すること。

二 高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること。

三 高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。

四 医療の安全を確保する能力を有すること。

五 その診療科名中に、厚生労働省令で定める診科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

10 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

11 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

12 特定機能病院でないものは、これに特定機能病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

13 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

14 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号から第九号までに規定する施設を有すること。

15 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

16 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

17 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第四条の三 病院であつて、臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て臨床研究中核病院と称することができる。

一 特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従つて行う臨床研究をいう。以下同じ。）に関する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う能力を有すること。

五 その診療科名中に厚生労働省令で定める診科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

10 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

11 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

12 特定機能病院でないものは、これに特定機能病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

13 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

14 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号から第九号までに規定する施設を有すること。

15 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

16 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

17 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第四条の三 病院であつて、臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て臨床研究中核病院と称することができる。

一 特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従つて行う臨床研究をいう。以下同じ。）に関する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う能力を有すること。

五 その診療科名中に厚生労働省令で定める診科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

10 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

11 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

12 特定機能病院でないものは、これに特定機能病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

13 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

14 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の二第二号から第九号までに規定する施設を有すること。

15 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

16 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

17 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第五条の二 厚生労働大臣は、第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師の確保を特に図るべき区域（第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。）における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定をすることができること。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働

できる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。ただし、病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させることができる。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

一 医師の確保を特に図るべき区域内に開設する診療所を管理しようとする場合

二 介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に開設する診療所を管理しようとする場合

三 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合

四 地域における休日又は夜間の第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合

五 その他厚生労働省令で定める場合

第十二条の二 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十二条の三 特定機能病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十二条の四 臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十三条 患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を

行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならぬ。

第十四条 助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又は既より婦を入所させてはならない。ただし、他に入院させ、又は入所させるべき適当な施設がない場合において、臨時応急のため入所させるときは、この限りでない。

第十四条の二 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に関し次に掲げる事項を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第二章 助産所の管理者は、厚生労働省令によるにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第十五条 病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者的責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

第二章 助産所の管理者は、この法律に定める管理者的責務を果たせるよう、当該助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督し、その他当該助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

第三章 病院又は診療所の管理者は、病院又は診療所の用に供するエックス線装置を備えたときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令の定めるところにより、病院又は診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条の二 病院、診療所又は助産所の管理者は、当該病院、診療所又は助産所において、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律

第七十六条号) 第二条に規定する検体検査(以下この条及び次条第一項において「検体検査」という。)の業務を行う場合は、検体検査の業務を行ふ施設の構造設備、管理組織、検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合させなければならぬ。
第十五条の三 病院、診療所又は助産所の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならない。
一 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三
第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者は、検体検査の業務を委託しようとするときには、次に掲げる者に委託しなければならない。
二 病院又は診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者である場合においても、その者が検体検査の業務を行ふ施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの。
病院、診療所又は助産所の管理者は、前項に定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじょく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものとして政令で定めるものを委託しなければならない。
第十六条 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
第十六条の二 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。
一 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究又は研修のために利用向上を図るために研修を行わせること。
二 救急医療を提供すること。
三 地域におけるかかりつけ医機能の確保のための研修その他の地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせること。

四 第二十二条第一号及び第三号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二条第二号又は第三号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

七 その他厚生労働省令で定める事項

2 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第十八条第四項に規定する訪問看護を行う同法第十四条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者（以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。）における連携の緊密化のための支援医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。

一 高度の医療を提供すること。

二 高度の医療技術の開発及び評価を行うこと。

三 高度の医療に関する研修を行わせること。

四 医療の高度の安全を確保すること。

五 第二十二条の二第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 当該特定機能病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二条の二第三号又は第四号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

七 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

八 その他厚生労働省令で定める事項

厚生労働省令で定めるところにより、当該管理者並びに当該特定機能病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の者をもつて構成する合議体の決議に基づいて行わなければならない。

第十六条の四 臨床研究中核病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たすこと。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 特定臨床研究に関する研修を行うこと。

五 第二十二条の三第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 その他厚生労働省令で定める事項。

第十七条 第六条の十から第六条の十二まで及び第六条の三第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

五 第二十二条の三第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 その他厚生労働省令で定める事項。

第十八条 病院又は診療所にあつては、その開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めることにより、専属の薬剤師を置かなければならぬ。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第十九条 助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならぬ。厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。

第二十条 病院又は診療所は、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を行ふことを約するときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。

第二十一条 病院又は診療所は、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を行ふことを約するときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。

第十九条の二 特定機能病院の開設者は、当該特定機能病院の管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務が適切に遂行されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特定機能病院の管理及び運営について当該管理者が有する権限を明らかにすること。

二 医療の安全の確保に関する監査委員会を設置すること。

三 当該管理者の業務の執行が法令に適合することを確保するための体制、当該開設者による当該特定機能病院の業務の監督に係る体制その他の当該特定機能病院の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。

四 その他当該管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務の適切な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置を有するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

五 第二十二条の四から第八号までに掲げる施設を有するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

六 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

七 機能訓練室

八 診療及び臨床研究に関する諸記録

九 地域医療支援病院は、前条第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 集中治療室

二 診療に関する諸記録

三 病院の管理及び運営に関する諸記録

四 化学、細菌及び病理の検査施設

五 病理解剖室

六 研究室

七 講義室

八 図書室

九 その他厚生労働省令で定める施設

一〇 各科専門の診察室

一一 手術室

一二 处置室

一三 臨床検査施設

一四 エックス線装置

第二十二条の二 特定機能病院は、第二十一条第一項（第一号及び第九号を除く。）に定めるもののか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者

二 各科専門の診察室

三 手術室

四 病理解剖室

五 病理研究室

六 研究室

七 講義室

八 図書室

九 その他厚生労働省令で定める施設

一〇 各科専門の診察室

一一 手術室

一二 处置室

一三 臨床検査施設

一四 エックス線装置

一五 調剤所

一六 給食施設

一七 診療に関する諸記録

一八 病院の管理及び運営に関する諸記録

一九 前条第四号から第八号までに掲げる施設

二〇 その他厚生労働省令で定める施設

二一 集中治療室

二二 診療に関する諸記録

二三 病院の管理及び運営に関する諸記録

第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令又は都道府県の条例で定める基準に照らして著しく不十分である。又は第二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令の規定で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めることができること。

一 厚生労働省令で定める員数の臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の職業

二 病院の管理及び運営に関する諸記録

三 診療及び臨床研究に関する諸記録

四 病院の管理及び運営に関する諸記録

五 第二十二条の四から第八号までに掲げる施設

六 その他厚生労働省令で定める施設

七 病院の管理及び運営に関する諸記録

八 その他厚生労働省令で定める施設

九 その他厚生労働省令で定める施設

一〇 その他厚生労働省令で定める施設

一一 その他厚生労働省令で定める施設

一二 その他厚生労働省令で定める施設

一三 その他厚生労働省令で定める施設

一四 その他厚生労働省令で定める施設

一五 その他厚生労働省令で定める施設

一六 その他厚生労働省令で定める施設

一七 その他厚生労働省令で定める施設

一八 その他厚生労働省令で定める施設

一九 その他厚生労働省令で定める施設

二〇 その他厚生労働省令で定める施設

二一 その他厚生労働省令で定める施設

二二 その他厚生労働省令で定める施設

二三 その他厚生労働省令で定める施設

第二十四条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が、第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第二十二条の規定若しくは第二十三条第一項の規定に基づく厚生労働省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

一 厚生労働大臣は、特定機能病院又は臨床研究中核病院（以下この節において「特定機能病院等」という。）の構造設備が第二十二条の二又は第二十二条の三の規定に違反するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その修繕又は改築を命ずることができる。

らかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

7 厚生労働大臣は、第四項又は第五項の規定により特定機能病院等の承認を取り消すに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

第二十九条の二 厚生労働大臣は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二十八条並びに前条第一項及び第二項の規定による処分を行うべきことを指示することができる。

第三十条 都道府県知事は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

第五章 医療提供体制の確保

第一节 基本方針

第三十条の二 この章に特に定めるもの外、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十条の三 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下「医療提供体制」という。）の確保を図るために基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 医療提供体制の確保のため講じようとする策

一 医療提供体制の確保のため講じようとする策

二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究

三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項

四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療提供

五 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項

六 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療提供する基本的な事項

五 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項

八 かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項

九 医師の確保に関する基本的な事項

十 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する基本的な事項

十一 第三十条の四第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項

十二 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項

十三 第三十条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するためには必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

十四 第三十条の三 厚生労働大臣は、前条第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するためには必要があると認められるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十条の十八の二第一項又は第三十条の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

十五 第三十条の四第一項に規定する報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

十六 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項

十七 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項

十八 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項

十九 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項

二十 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項

二十一 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項

し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

下「医療計画」においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項

二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ニに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

六 救急医療

七 災害時における医療

八 そまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療

九 へき地の医療

十 周産期医療

十一 小児医療（小児救急医療を含む。）

十二 ト イから今までに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

む将来の医療提供体制に関する構想（以下の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来的病床数の必要量」という。））に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第

一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来的病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

十二 口における医師の確保の方針

十三 医師の確保に関する事項

十四 ハ厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

十五 ハ厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

十六 ハ厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

十七 ハ厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

十八 ハ厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

十九 ハ厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

二十 ハ厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の数に関する指标を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

- 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

十七 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

医疗計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 地域医療支援病院の整備の目標その他の医療提供施設の整備に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関する事項

三 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからトまでに掲げる医療若しくは居宅等における医療ごとに定めること。

二 医療連携体制の構築の内容が、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることができるることを確保するものであること。

三 医療連携体制の構築の内容が、医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。

四 医療連携体制が、医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他との地域の関係者による協議を経て構築されること。

五 都道府県は、地域医療構想に関する事項を定めるに当たつては、第三十条の十三第一項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

六 都道府県は、第二項第十号に掲げる事項を定めるに当たつては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができるものとする。

8 して厚生労働省令で定めるものごとに、同号口に規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

9 第二項第十四号及び第五号に規定する区域の設定並びに同項第十七号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準）にあっては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準（）は、厚生労働省令で定める。

10 都道府県は、第二項第十七号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関する前項の基準によらないことができる。

11 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条等に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたことその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請が附された場合には、政令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合には、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

12 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、地域医療連携推進法の参加法人等（第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。）から病院の開設を定める要件に該当すると認めるときは、当該申請が当該医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するための申請が当該医療計画において定められた第二項第十七号に規定する基準病床数に政令で定め

- るところにより算定した数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び介護保険法第八十一条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十条第一項に規定する予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならぬ。

都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようになるとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るように努めなければならない。

都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村（救急業務を処理する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百五十七条の二第一項の保険者協議会の意見を聽かなければならない。

都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。

第三十条の五 都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要なと認めるとときは、市町村その他の官公署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（第三十条の十四第一項及び第三十条の十

第三十条の二

- 併を求めるにとどまる。

第三十条の六 都道府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号、第十号の二及び第十一号に掲げる事項並びに次の各号に掲げる事項のうち同項第六号、第十号の二及び第十一号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの（次項において「特定事項」という。）について、調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

一 第三十条の四第二項各号（第六号、第十号の二及び第十一号を除く。）に掲げる事項

二 医療計画に第三十条の四第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項

都道府県は、六年ごとに前項各号に掲げる事項（特定事項を除く。）について、調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

第三十一条の七 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

一 医療提供施設のうち次の各号に掲げるものは、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

二 病床を有する診療所、その提供する医療の内容に応じ、患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる医療の提供その他の地域において必要な医療を確保すること。

イ 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。

ロ 居宅等において必要な医療を提供すること。

ハ 患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

3 病院又は診療所の管理者は、医療計画の達成に資するため、居宅等において医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行いうよう努めるものとする。

4 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。

第三十条の八 厚生労働大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的項目について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。

第三十条の九 国は、医療計画の達成を推進するため、都道府県に対し、予算の範囲内で、医療計画に基づく事業に要する費用の一部を補助することができる。

第三十条の十 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備、地域における病床の機能の分化及び連携の推進、医師の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備に努めるものとする。

第三十条の十一 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のために必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対して登録するものとする。

第三十条の十二 第七条の二第三項から第五項までの規定は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院（療養病床又は一般病床を有するものに限る。）又は診療所（第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）について準用する。この場合においては、その登録を消除しなければならない。

第三十条の十三 厚生労働大臣は、前項においては「要請する」と、同条第四項中「前項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項若しくは第二項の規定により前項第一項から第三項までの許可を与えない处分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていいないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

第三十条の十四 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二節の二 災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等

第三十条の十二の一 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域又はそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣されて第十三条の四第二項第五号ロ又はハに掲げる医療の確保に係る業務に従事する旨の承諾をした者（医師、看護師その他の当該業務に関する必要な知識及び技能を有する者であつて厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限り）、を災害・感染症医療業務従事者として登録するものとする。

第三十条の十二の二 厚生労働大臣は、前項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に定める業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行う。

第三十条の十二の三 厚生労働大臣は、前条第一項の災害・感染症医療業務従事者（以下この節において「災害・感染症医療業務従事者」といいう。）について次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつた場合

2 不正の行為があつた場合

三 前条第一項に規定する業務に関し犯罪又は虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

四 命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていいないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

第三十条の十二の四 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、この節の規定の実施に必要な限度において、その保有する災害・感染症医療業務従事者に関する情報であつて厚生労働省令で定めるものを当該都道府県知事に提供することができる。

第三十条の十二の五 厚生労働大臣は、第三十条の十二の二第一項の研修及び登録に関する事務並びに前条の情報の提供に関する事務を厚生労働大臣が指定する者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、厚生労働大臣の承認を得て、他の者に同項の規定により委託を受けた事務の全部又は一部を再委託することができる。

第三十条の十二の六 都道府県知事は、第三十条の四第二項第五号ロ又はハに掲げる医療の確保に必要な事業（以下この節において「災害・感染症医療確保事業」という。）を実施するため、当該都道府県の区域内に所在する病院又は診療所の管理者と協議し、合意が成立したときは、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条及び第三十条の十二の八第一項において「協定」という。）を締結するものとする。

一 都道府県知事による災害・感染症医療確保事業に係る災害・感染症医療業務従事者又は「医療隊」という。の派遣の求め及び当該求めるに係る派遣に關すること。

二 都道府県知事の派遣の求めに応じ、他の都道府県知事による災害・感染症医療確保事業に係る応援を行うため、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣を行う場合に

三 前号の規定により派遣する災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容

四 第一号又は第二号の規定による派遣を要する費用の負担の方法

5 協定の有効期間

六 協定に違反した場合の措置

七 その他協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

一 前条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たなくなつたと認められる場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

三 前条第一項に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた場合

四 厚生労働大臣は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、協定を締結した病院又は診療所（以下この条において「協定締結病院等」という。）の管理者に対し、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他の事項について報告を求めることができる。

5 都道府県知事は、第三項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定により報告を受けた災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他他の事項に關し、厚生労働省令で定める事項を受けたときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事が第三項の規定により協定締結病院等の管理者に対し災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他の事項の報告を求めた場合において、当該管理者が、当該報告を行つたものとみなす。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定による報告（前項の規定により報告を行つたものとみなされた場合を含む。）を受けた事項について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事が閲覧することができるものにより行つたときは、当該報告を受けた都道府県知事は、前項の規定による報告を行つたものとみなす。

8 都道府県知事は、協定締結病院等の管理者が、正当な理由がなく、当該協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に對し、助言その他必要な援助をすることができる。

9 都道府県知事は、協定締結病院等の管理者が、正当な理由がなく、前項の勧告に従わない

ときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示することができる。

都道府県知事は、前項の規定による指示をした場合において、当該指示を受けた協定締結院等の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

前各項に定めるもののほか、協定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十条の十二の七 国は、災害・感染症医療業務従事者に対する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとする。

都道府県は、災害・感染症医療業務従事者に対する災害・感染症医療確保事業に関する業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとする。

第三十条の十二の八 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は治療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁するものとする。

都道府県は、前項に規定する費用のうち、他の都道府県の知事により実施された災害・感染症医療業務従事者又は治療隊の派遣のため支弁した費用は、都道府県が支弁するものとする。

都道府県は、前項に規定する費用のうち、他の都道府県に対し、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

第三十条の十二の九 この節に定めるもののか、災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十条の十二の九 この節に定めるもののか、災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の区域における病床の機能の分化及び連携の推進

第三十条の十三 病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

「基準日」（以下「基準日」という。）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）と、厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）における病床の機能を

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

第三十条の十五 都道府県知事は、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をせずに、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ぜることができる。

第三十条の十六 都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するための協議の場において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

第三十条の十七 都道府県知事は、第三十条の十三第一項及び第三十条の十八の五第五項において「構想区域等」という。ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場

（第三十条の十八の四第三項、第三十条の十八の五第一項及び第二項並びに第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

第三十条の十八 都道府県知事は、第二項の協議の場における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量に達しないものに係る医療を提供することその他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えて準用するものとする。

第三十条の十九 都道府県知事は、第三十条の十五第七項において読み替えて準用する同条第六項又は前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による要請を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病床機能報告対象病院

等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三十条の十八

都道府県知事は、第三十条の十六第五第六項の規定による命令、第三十条の十六第一項の規定による指示又は前条の規定による勧告をした場合において、当該命令、指示又は勧告を受けた病床機能報告対象病院等の開設者は管理事者がこれに従わなかつときは、その旨を公表することができる。

第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第三十条の十八の二 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの（以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの的内容

二 当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

第三十条の十八の二 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの（以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの的内容

二 当該外来機能報告対象病院等が地域において前号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

第三十条の十八の四 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

一 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

口 病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

第三十条の十八の三 患者を入院させるための施設を有しない診療所（以下この条において「無床診療所」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる。

一 当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの的内容

二 当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

第三十条の十八の四 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」とあるのは、「無床診療所」と読み替えるものとする。）

一 第三十条の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

二 介護その他の医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能

ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能

第三十条の十八の五 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域（以下この条において「対象区域」という。）ごとに、診療場所の名称及びその連携の内容

三 当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して前号に規定する機能を確保するときは、当該の病院又は診療所の名称及びその連携の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

五 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、かかるつけ医機能報告対象病院等に係る第一項及び第四項の規定による報告について準用する。この場合において、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

第三十条の十八の六 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域（以下この条において「前項」とあるのは、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。）

一 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、かかるつけ医機能報告対象病院等に係る第一項及び第四項の規定による報告について準用する。この場合において、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

二 介護その他の医療と密接に連携して必要な医療を提供する機能

ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能

第三十条の十八の七 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域（以下この条において「前項」とあるのは、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。）

一 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、かかるつけ医機能報告対象病院等に係る第一項及び第四項の規定による報告について準用する。この場合において、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

二 介護その他の医療と密接に連携して必要な医療を提供する機能

ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能

2

関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調査された事項については、その実施に協力するよう努めなければならぬ。

都道府県は、第一項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項（介護その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして厚生労働省会で定める事項に限る。）を協議する場合には、当該市町村が作成した地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画、介護保険法第六百七十三条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の医療と密接に関連するサービスに関する計画の内容を考慮するものとする。

都道府県は、第一項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項を協議する場合には、対象区域における住民の健康の保持の推進に関する施策の実施の状況、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律第六百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。）その他これと一体的に行われる事業の実施の状況及び地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）第七十条第一項第一号及び第七十条の七において同じ「前項に規定する場合」の構築に向けた取組の状況に留意するものとする。

都道府県は、対象区域が構想区域等と一致する場合には、当該対象区域における第一項の協議に代えて、当該構想区域等における協議の場において、同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。

前項に規定する場合には、第三十条の十四第一項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

第三十条の二十

厚生労働大臣は、前条の規定によれば、診療所の管理者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るためのべき事項を定め、これを公表する

療計画において定め
の実施に必要な事項
協議が調つた事項に
らない。

る医師の確保に関する事項について協議を行い、当該について、公表しなければな

の確保に資す
第二項第十一
れる医師の数
他の厚生労働
ばならない。

るるものとなるよう、第三十条の四号口に規定する指標によつて示さるべき情報に関する情報を踏まえることその省令で定める事項に配慮しなけれ

三 第三十二条に規定する公的医療機関（第五号において「公的医療機関」という。）

四 医師法第十六条の第二項に規定する都道府県知事の指定する病院

五 公的医療機関以外の病院（公的医療機関に準ずるものとして厚生労働省令で定めるものと除く。）

六 診療に関する学識経験者の団体

七 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下単に「大學」という。）その他の医療従事者の養成に関する機関

八 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人

九 その他厚生労働省令で定める者

一 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

二 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

三 医師の派遣に関する事項

四 医師の確保を特に図るべき区域に派遣される事項

五 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

六 医師法の規定によりその権限に属させられた事項

七 その他医療計画において定める医師の確保に関する事項

三 都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行ふに当つては、医師の派遣が医師の確保を特に図るべき区域における医師

第三十条の二十四 都道府県知事は、前条第一項に規定する協議が調つた事項（次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条において「協議が調つた事項」という。）に基づき、特に必要があると認めるときは、前条第一項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対する医師の派遣、研修体制の整備その他の医師の確保を特に図るべき区域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。

第三十条の二十五 都道府県は、協議が調つた事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一 第三十条の四第六項に規定する区域内に所在する病院及び診療所における医師の確保の動向、同条第七項に規定する区域内に所在する病院及び診療所において医師が確保されている要因その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。

二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 就業を希望する医師、大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 医師に対し、医療に関する最新の知識及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

五 第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定すること。

六 第三十条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項の実施に関し必要な調整を行ふこと。	七 前各号に掲げるものほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。
八 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行うことができる。	九 都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務（以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
十 都道府県又は前項の規定による委託を受けた都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務（以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。	十一 都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務（以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
十一 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。	十二 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。
十二 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。	十三 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

一 第三十二条及び第三十三条 削除	二 第三十四条 厚生労働大臣は、医療の普及を図るために必要なと認めることは、第三十一条に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることができる。
三 第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。	四 第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。
五 第三十六条 医師法第十一条第一項第二号若しくは歯科医師法第十六条の二第一項若しくは地医師法第十二条第一項第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。	六 第三十六条 医師法第十一条第一項第二号若しくは歯科医師法第十六条の二第一項若しくは地医師法第十二条第一項第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。
六 第三十七条 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。（第三号を除く。）に掲げる者及び医療従事者は、協議が調つた事項その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない。	七 第三十七条 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。（第三号を除く。）に掲げる者及び医療従事者は、協議が調つた事項その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない。

一 第三十八条 削除	二 第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財團は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。
三 第四十一条 医療法人でない者は、その名称中には、協議が調つた事項その他の都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。	四 第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めた範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。
五 第四十三条 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「指定管理者」として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「指定管理者」として管理する公の施設である病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、その建物の全部又は一部、設備しない限り、その器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。	六 第四十四条 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「指定管理者」として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「指定管理者」として管理する公の施設である病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めた範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。
六 第四十五条 医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。	七 第四十五条 医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

一 第四十六条 医療法人でない者は、その名称中には、協議が調つた事項その他の都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。	二 第四十七条 医療法人でない者は、その名称中には、協議が調つた事項その他の都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。
三 第四十八条 医療法人のうちには、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の一を超えて含まれることはないこと。	四 第四十八条 医療法人のうちには、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の一を超えて含まれることはないこと。
四 第四十九条 医療法人のうちには、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の一を超えて含まれることはないこと。	五 第四十九条 医療法人のうちには、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の一を超えて含まれることはないこと。
五 第五十条 医療法人のうちには、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の一を超えて含まれることはないこと。	六 第五十条 医療法人のうちには、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の一を超えて含まれることはないこと。
六 第五十一条 医療法人のうちには、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の一を超えて含まれることはないこと。	七 第五十一条 医療法人のうちには、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の一を超えて含まれることはないこと。

- る基準に適合するもの　当該病院の所在地
の都道府県

五 前号の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

イ 当該業務を行う病院又は診療所の構造
設備

ロ 当該業務を行うための体制

ハ 当該業務の実績

六 前各号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

七 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

八 都道府県知事は、前項の認定をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

九 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第四十二条の三 前条第一項の認定（以下この項及び第六十四条の二第一項において「社会医療法人の認定」という。）を受けた医療法人のうち、前条第一項第五号ハに掲げる要件を欠くに至つたこと（当該要件を欠くに至つたことが当該医療法人の責めに帰することができない事由として厚生労働省令で定める事由による場合に限る。）により第六十四条の二第一項第一号に該当し、同項の規定により社会医療法人の認定を取り消されたもの（前条第一項各号（第五号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものに限る。）は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下この条において「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

十 前項の認定を受けた医療法人は、前条第一項及び第三項の規定の例により収益業務を行うことができる。

十一 前条第二項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。

十二 前三项に規定するもののほか、実施計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 設立

- 第四十四条** 医療法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下この章（第三項及び第六十六条の三を除く。）において単に「都道府県知事」という。）の認可を受けなければ、これを設立することができない。
医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

二 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を含む。）の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 理事会に関する規定

八 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定

九 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定

十 解散に関する規定

十一 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

十三 財団たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方針を定めないで死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならぬ。

十四 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。

十五 第二項第十号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省の

該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければ

- 2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第四十六条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

2 医療法人は、成立の時に財産目録を作成し常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

第三節 機関

第一款 機関の設置

第四十六条の二 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければならぬ。

第二款 社員総会

第四十六条の三 社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項について決議をなすことができる。

2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができるこことを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

第四十六条の三の二 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

2 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定期社員総会を開かなければならぬ。

3 理事長は、必要があると認めるときは、い。でも臨時社員総会を招集することができる。

4 理事長は、総社員の五分の一以上の社員から、社員総会の目的である事項を示して臨時社員

しなければならない。
6 社員総会においては、前項の規定によりあら
へじの通口レレニ事更ニテ、ヒミツニ

る)、第四十七条の三第一項(各号列記以外の部分に限る)、第四十七条の四第三項、第四十七条の五、第四十七条の六及び第五十七条の規定は、医療法人の社員総会について準用する。この場合において、同法第四十七条の二中「次に掲げる資料(第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という)」とあるのは、「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十一条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四十七条の三第一項中「次に掲げる」とあり、及び同法第四十七条の五第一項中「第四十七条の三第一項各号に掲げる」とあるのは「医療法第五十一条の二第一項の事業報告書等に記載され、又は記録された事項並びに当該事項を修正したときは、その旨及び修正前」と、同法第四十七条の六中「同項第六号」とあるのは「医療法第四十六条の三の六において読み替えて準用する同項」と、同法第五十七条第一項、第三項及び第四項第一号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 評議員は、該財團たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。

4 財團たる医療法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

第四十六条の四の二 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員（第四十六条の五第一項ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上（評議員）をもつて、組織する。）

2 評議員会は、第四十六条の四の五第一項の意見を述べるほか、この法律に規定する事項及び寄附行為で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする寄附行為の定めは、その効力を有しない。

第四十六条の四の三 財團たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定期評議員会を開かなければならぬ。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 評議員会に、議長を置く。

4 理事長は、総評議員の五分の一から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。

5 評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも五日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従つてしなければならない。

6 評議員会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四十六条の四の四 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。

2 評議員会の議事は、この法律に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

4 評議員会の決議について特別の利害關係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十六条の四の五 理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ 評議員会の意見を聽かなければならぬ。

一 予算の決定又は変更

二 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ

三 重要な資産の処分

四 事業計画の決定又は変更

五 合併及び分割

六 第五十五条第三項第一号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

七 その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの

2 前項各号に掲げる事項については、評議員会の決議を要する旨を寄附行為で定めることができる。

第四十六条の四の六 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第四十六条の四の七 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十三条の規定は、医療法人の評議員会について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

第四款 役員の選任及び解任

第四十六条の五 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならぬ。ただし、理事について 都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置けば足りる。

2 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によつて選任する。

3 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によつて選任する。

4 医療法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

5 第四十六条の四第二項の規定は、医療法人の役員について準用する。

6 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管轄管理者として管理する病院等を含む。）の管理者会

を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。

前項本文の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

第四十六条の五の二 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。

前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

社団たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、第一項の社員総会（監事を解任する場合に限る。）の決議をすることができない。

財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

財団たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、前項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）の決議をすることができない。

第四十六条の五の三 この法律又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

前項に規定する場合において、医療法人の業務が遅延することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任しなければならない。

3

理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第四十六条の五の四 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十二条及び第七十四条

(第四項を除く。)の規定は、社団たる医療法人及び財團たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する。この場合において、社団たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する同条第三項中「及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「並びに当該社員総会の日時及び場所」と読み替えるものとし、財團たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する同法第七十二条及び第七十四条第一項から第三項までの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「並びに当該評議員会の日時及び場所」と読み替えるものとする。

第五款 理事

第四十六条の六 医療法人 (次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

第四十六条の六の二 理事長は、医療法人を代表して一人の理事を置く医療法人であつては、この章(次条第三項を除く。)の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

第四十六条の六の二 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

第四十六条の六の三 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

第四十六条の六の四 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十八条、第八十条、第八十二条から第八十四条まで、第八十八条(第二項を除く。)及び第八十九条の規定は、社団たる医療法人及び財團たる医療法人の理事について準用する。この場合において、当該理事に

いて準用する同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条第一項中「著しい」とあるのは「回復すること

ができる」と読み替えるものとし、財團たる医療法人の理事について準用する同法第八十三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項及び同法第八十九条中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第六款 理事会

第四十六条の七 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 医療法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選出及び解職

一 重要な資産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 社団たる医療法人であつては、第四十七条の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十七条第一項の責任の免除

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に对抗することができない。

3 第四十六条の五の三第一項及び第二項の規定は、理長が欠けた場合について準用する。

第四十六条の六の三 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

第四十六条の六の四 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十八条、第八十条、第八十二条から第八十四条まで、第八十八条(第二項を除く。)及び第八十九条の規定は、社団たる医療法人及び財團たる医療法人の理事について準用する。この場合において、当該理事に

理事」とあるのは「理事長」と、同法第九十五条第三項及び第四項並びに第九十七条第二項第五二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとし、財團たる医療法人の理事会について準用する同法第九十一条第二項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項及び第三項並びに第九十六条中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同法第九十七条第二項中「社員は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、財團たる医療法人の業務時間内は、いつでも」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定められる。

3 前項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十七条第二項及び第三項の許可については、同法第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条(第一号に係る部分に限る。)、第二百九十条、第二百九十二条(第二号に係る部分に限る。)、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定を準用する。

第四十六条の八 監事の職務は、次のとおりとする。

2 前項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十七条第二項及び第三項の許可については、同法第二百八十七条第一項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあつては、同条第二項に規定する招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第四十六条の八の三 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百三条から第六条までの規定は、社団たる医療法人及び財團たる医療法人の監事について準用する。この場合において、財團たる医療法人の監事について準用する同法第一百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第四十六条の八の四 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十九条から第九十八条まで(第九十一条第一項各号及び第九十二条第一項を除く。)の規定は、社団たる医療法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十四条第一項の規定による寄附行為の定めに基づく第四十七条第四項において準用する同条第一項の規定による報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

2 社団たる医療法人の理事会について準用する場合において、当該理事会について準用する同法第九十一条第一項中「次に掲げる理事」とあり、及び同条第二項中「前項各号に掲げる

八 財團たる医療法人の監事にあつては、理事が評議員会に提出しようとする議案等を調査すこと。この場合において、法令若しくは著しく不當な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

九 その任務を怠つたときは、当該医療法人に對し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第四十六条の八の二 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

七 社団たる医療法人の監事にあつては、理事会を招集すること。

六 財團たる医療法人の監事にあつては、第四号の規定による報告をするために必要があるときは、これを都道府県知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。

五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の規定による報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

四 社員総会を招集するときは、社員総会を召集する。

三 その任務を怠つたときは、当該医療法人に對し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第四十七条 社団たる医療法人の理事又は監事は、その任務を怠つたときは、当該医療法人に對し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第四十八条 役員等の損害賠償責任

2 社団たる医療法人の理事が第四十六条の六の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたとき

の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、社債とみなす。

第五十四条の九 社団たる医療法人が定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならぬ。

2 財團たる医療法人が寄附行為を変更するには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。

3 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五条第一項に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手続が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

5 医療法人は、第三項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その変更した定款又は寄附行為を都道府県知事に届け出なければならない。

6 第四十四条第五項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

第七節 解散及び清算

第五十五条 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。

一 定款をもつて定めた解散事由の発生
二 目的たる業務の成功の不能
三 社員総会の決議

四 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。次条第一項及び第五十六条の三において同じ。）

五 社員の欠亡

六 破産手続開始の決定

2 社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第三号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 財團たる医療法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生
二 第一项第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

第一項第一号若しくは第五号又は第六号	4 医療法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。
第二項第一号若しくは第五号又は第六号	5 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破产手続開始の申立てをしなければならない。
第三項第一号若しくは第五号又は第六号	6 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第四項第一号若しくは第五号又は第六号	7 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない場合は、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。
第五項第一号若しくは第五号又は第六号	8 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第六号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第六項第一号若しくは第五号又は第六号	9 第五十六条の二 解散した医療法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。
第七項第一号若しくは第五号又は第六号	10 第五十六条の三 医療法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるときは、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。
第八項第一号若しくは第五号又は第六号	11 第五十六条の四 前項の規定により清算人となる者は、清算人を選任することができる。
第九項第一号若しくは第五号又は第六号	12 第五十六条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により清算人を選任することができる。
第十項第一号若しくは第五号又は第六号	13 第五十六条の六 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。
第十一項第一号若しくは第五号又は第六号	14 第五十六条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。
第十二項第一号若しくは第五号又は第六号	15 第五十六条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
第十三項第一号若しくは第五号又は第六号	16 第五十六条の九 前条第一項の期間の経過後に申し出をした債権者は、医療法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。
第十四項第一号若しくは第五号又は第六号	17 第五十六条の十 清算中に医療法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
第十五項第一号若しくは第五号又は第六号	18 第五十六条の十一 清算が結了したときは、清算人は、これを取り戻すことができる。
第十六項第一号若しくは第五号又は第六号	19 第五十六条の十二 医療法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

第一項第一号若しくは第五号又は第六号	20 第五十六条の十三 医療法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
第二項第一号若しくは第五号又は第六号	21 第五十六条の十四 清算人の選任の裁判に對して不服を申し立てることができない。
第三項第一号若しくは第五号又は第六号	22 第五十六条の十五 裁判所は、第五十六条の四の規定により清算人を選任した場合には、医療法人が当該清算人に対し支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。
第四項第一号若しくは第五号又は第六号	23 第五十六条の十六 裁判所は、医療法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
第五項第一号若しくは第五号又は第六号	24 第二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「医療法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第一項第一号若しくは第五号又は第六号	25 第五十七条 医療法人は、他の医療法人と合併をすることができる。この場合においては、合併する医療法人は、合併契約を締結しなければならない。
第二項第一号若しくは第五号又は第六号	26 第五十八条 医療法人が吸收合併（医療法人が他の医療法人とする合併であつて、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継せるものをいう。以下この目において同じ。）をする場合には、吸收合併契約において、吸收合併後存続する医療法人（以下この目において「吸收合併後存続医療法人」という。）及び吸収合併により消滅する医療法人（以下この目において「吸収合併消滅医療法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。
第三項第一号若しくは第五号又は第六号	27 第五十九条 医療法人は、吸収合併契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならぬ。
第四項第一号若しくは第五号又は第六号	28 第六十一条 医療法人は、社団たる医療法人は、吸収合併契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。
第五項第一号若しくは第五号又は第六号	29 第五十九条の二 財團たる医療法人は、吸収合併契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。
第六項第一号若しくは第五号又は第六号	30 第五十九条の三 財團たる医療法人は、吸収合併契約について当該医療法人の総社員の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

い。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 吸收合併は、都道府県知事（吸收合併存続医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第五十八条の三 医療法人は、前条第四項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 医療法人は、前条第四項の認可を受けた吸收合併に係る合併の登記がされるまでの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務のとみなす）。

4 債権者が前項の期間内に吸收合併に対して異議を述べなかつたときは、吸收合併を承認したものとみなす。

5 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

6 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、前項の規定により、これを閲覧に供しなければならない。

7 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

8 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

9 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

10 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

11 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

12 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

13 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

14 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

15 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

16 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第三目 新設合併

第五十九条 二以上の医療法人が新設合併（二以上

消滅する医療法人の権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下この目に於いて「吸收分割承継医療法人」という。）と

り設立する医療法人に承継させるものをいう。以下この目に於いて同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 新設合併により消滅する医療法人（以下この目に於いて「新設合併消滅医療法人」とい

う。）の名称及び主たる事務所の所在地

2 新設合併により設立する医療法人（以下この目に於いて「新設合併設立医療法人」とい

う。）の目的、名称及び主たる事務所の所在

3 新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為

4 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令

5 で定める事項

6 第五十九条の二 第五十八条の二から第五十八条の四までの規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第

7 五十八条の二第一項及び第三項中「吸收合併契約」とあるのは、「新設合併契約」と、同条第四項中「吸收合併存続医療法人」とあるのは、「新設合併設立医療法人」と読み替えるものとする。

8 第五十九条の三 新設合併設立医療法人は、新設合併消滅医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

9 第五十九条の四 新設合併は、新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

10 第五十九条の五 第二節（第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。）の規定は、新設合併設立医療法人の設立

11 第五十九条の六 吸收分割承継医療法人は、吸收分割契約の定めに従い、吸收分割医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業の用に供する施設に關しこの法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を

12 債権者が前項の期間内に吸收分割に対する旨の定めがある場合に限り、吸收分割をすることができる。

13 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

14 財団たる医療法人は、寄附行為に吸收分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸收分割をすることができる。

15 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

16 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

この目に於いて同じ。）をすることができる。この場合においては、当該医療法人がその事業に関する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下この目に於いて「吸收分割承継医療法人」という。）と

おいて「吸收分割承継医療法人」という。）との間で、吸收分割契約を締結しなければならない。

17 新設合併により消滅する医療法人（以下この目に於いて「新設合併消滅医療法人」とい

う。）の名称及び主たる事務所の所在地

18 新設合併により設立する医療法人（以下この目に於いて「新設合併設立医療法人」とい

う。）の目的、名称及び主たる事務所の所在

19 新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為

20 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令

21 で定める事項

22 第五十九条の二 第五十八条の二から第五十八条の四までの規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第

23 五十八条の二第一項及び第三項中「吸收合併契約」とあるのは、「新設合併契約」と、同条第四項中「吸收合併存続医療法人」とあるのは、「新設合併設立医療法人」と読み替えるものとする。

24 第五十九条の三 新設合併設立医療法人は、新設合併消滅医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

25 第五十九条の四 新設合併は、新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

26 第五十九条の五 第二節（第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。）の規定は、新設合併設立医療法人の設立

27 第五十九条の六 吸收分割承継医療法人は、吸收分割契約の定めに従い、吸收分割医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業の用に供する施設に關しこの法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を

28 債権者が前項の期間内に吸收分割に対する旨の定めがある場合に限り、吸收分割をすることができる。

29 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

30 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

31 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

32 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

ころにより、これを閲覧に供しなければならない。

33 この場合においては、当該医療法人がその事業に関する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下この目に於いて「吸收分割承継医療法人」という。）と

おいて「吸收分割承継医療法人」という。）との間で、吸收分割契約を締結しなければならない。

34 新設合併により消滅する医療法人（以下この目に於いて「新設合併消滅医療法人」とい

う。）の名称及び主たる事務所の所在地

35 新設合併により設立する医療法人（以下この目に於いて「新設合併設立医療法人」とい

う。）の目的、名称及び主たる事務所の所在

36 新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為

37 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令

38 で定める事項

39 第五十九条の二 第五十八条の二から第五十八条の四までの規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第

40 五十八条の二第一項及び第三項中「吸收合併契約」とあるのは、「新設合併契約」と、同条第四項中「吸收合併存続医療法人」とあるのは、「新設合併設立医療法人」と読み替えるものとする。

41 第五十九条の三 新設合併設立医療法人は、新設合併消滅医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

42 第五十九条の四 新設合併は、新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

43 第五十九条の五 第二節（第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。）の規定は、新設合併設立医療法人の設立

44 第五十九条の六 吸收分割承継医療法人は、吸收分割契約の定めに従い、吸收分割医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業の用に供する施設に關しこの法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を

45 債権者が前項の期間内に吸收分割に対する旨の定めがある場合に限り、吸收分割をすることができる。

46 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

47 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

48 財団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

い。

39 ころにより、これを閲覧に供しなければなら

なければならない。

40 なければならない。

41 なければならない。

42 なければならない。

43 なければならない。

44 なければならない。

45 なければならない。

46 なければならない。

47 なければならない。

48 なければならない。

49 なければならない。

50 なければならない。

51 なければならない。

52 なければならない。

53 なければならない。

54 なければならない。

55 なければならない。

56 なければならない。

第七十一条 この章に特に定めるもののほか、医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合における医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督その他の医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督に関する必要な事項は政令で、その他この章の規定の施行に関する必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。

第八章 雜則

第七十二条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要な事項を調査

第七十二条 この法律

第九章 罰則

第九章

第八十一条 社会医療法人の役員又は代表社会医療法人債権者若しくは決議執行者が、その職務に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を

は助産

録の提出又は同条第一項若しくは第三項による診療録若しくは助産録の検査に際しては、公務に従事した公務員又は公務員であつた者の執行に関する知識を得た医師の

えて準用する場合を含む）若しくは第六十一条の三において読み替えて準用する場合を含む。」とあるのは「医療連携推進認定をしない处分若しくは第七十条の十五において読み替えて準用する第五十五条第六項」と、「第六十四条第二項」とあるのは「第六十七条の二十において読み替えて準用する第六十四条第二項」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項の規定

（当該事務に係るものには附る）
大臣に関する規定として厚生労働
あるものとする。
において、厚生労働大臣又は都道
府県を設置する市の市長若しくは
が当該事務を行うときは、相互に
下に行うものとする。
の法律に規定する厚生労働大臣の
労働省令で定めるところにより、
に委任することができる。
により地方厚生局に委任された

な事項について虚偽の記載のあるものを行はし、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを

て、医

十一條第二項及び第八十二条第二項の罪法（明治四十年法律第四十五号）第二条従う。条 第七十八条、第八十条又は第八十一項に規定する者が法人であるときは、この規定及び第七十九条の規定は、その行為を取締役、執行役その他業務を執行する役支配人に対してそれぞれ適用する。

条の二 第六十九条の六の規定に違反し、療法人情報の利用に関して知り得た医療法人に対し、

事、呆建所を

告之

社会医療法人の任務に背く行為をし、社会医療法人債財産上の損害を加えたときは、五年以下又は罰金に処し、刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、それ併科する。

八
—

の十分の一以上に当たる社会医療法人の有する社会医療法人債権者の権利の行使の利益を供与し、又はその申込み若しくはした者も、同項と同様とする。

条 第八十二条 第八十二条第一項又は前条第一項において、犯人の収受した利益は、没収の全部又は一部を没収することができない者は、その価額を追徴する。

条 第七十七条 第七十七条から第七十九条まで、第一条第一項及び第八十二条第一項の罪は、

告その他の当該募集に關する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるもののをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 社会医療法人債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

者
が

外においてこれらの男を犯した者はもとより、十一條第二項及び第八十二条第二項の罪法（明治四十年法律第四十五号）第二条を従う。

条 第七十八条、第八十条又は第八十二条第一項に規定する者が法人であるときは、この規定及び第七十九条の規定は、その行為を取締役、執行役その他業務を執行する役支配人に対してそれぞれ適用する。

条の二 第六十九条の六の規定に違反して、医療法人情報の利用に関して知り得た医療報の内容をみだりに他人に知らせ、又は目的に利用したときは、その違反行為を犯す者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

条の三 前条の罪は、日本国外において罪を犯した者にも適用する。

条 第五条第二項若しくは第二十五条第一項による診療録若しくは第三項の規定による診療録若しくは助産録の検査に關する業務に從事した公務員又は公務員であつた者の職務の執行に関する限り得た医師のその職務の執行に関して知り得た医師の

た医療連携推進目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人と認定都道府県知事の管轄する都道府県との間に当該医療連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

自治法第二百

、都道府県に、都道府県医療審議
療審議会の組織及び運営に関し必
政令で定める。

代表社

医療法人に財産上の損害を加えたときは、年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の処し、又はこれを併科する。

第八十一

、又はその要求若しくは約束をしたとき年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金の利益を供与し、又はその申込み若しくはその要求若しくは約束をしたとき年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百以下の罰金に処する。

七 第五十二条第一項（第七十条の十四において準用する場合を含む。）又は第五十四条の九第五項（第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第五十四条（第七十条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしたとき。

九 第五十五条第五項又は第五十六条の十第一項（これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。）の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十 第五十六条の八第一項又は第五十六条の十一第一項（これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十一 第五十八条の三第二項（第五十九条の二において準用する場合を含む。）又は第六十条の四第二項（第六十一条の三において準用する場合を含む。）の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれら規定による閲覧を拒んだとき。

十二 第五十八条の四第一項若しくは第三項（これららの規定を第五十九条の二において準用する場合を含む。）又は第六十条の五第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十一条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、吸收合併、新設合併、吸収分割又は新設分割をしたとき。

十三 第六十三条第一項（第七十条の二十において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十四 第六十四条第二項（第七十条の二十において準用する場合を含む。）又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行つたとき。

第九十四条 第四十条又は第七十条の五第四項若しくは第五項の規定に違反した者は、これを十円以下の過料に処する。

第九十五条 この法律は、医師法施行の日から、これを施行する。

第九十六条 国民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）第二十一条の規定によつて準用する場合は、第五十四条の九第五項（第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしたとき。

り開設の許可を受け、又は国民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第四十八号、以下旧規則という。）第七十四条の規定により許可を受けたとみなされた診療所又は患者二十人以上の収容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七条又は第八条の規定により診療所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものとみなす。但し、この法律施行の日から六月間は、第三条第二項の規定にかかるわらず、なお従来の名称を用いることができる。

2 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受け、又は旧規則第七十四条の規定により許可を受けたとみなされた患者十九人以下の収容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七条又は第八条の規定により診療所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものとみなす。但し、この法律施行の日から六月間は、第三条第二項の規定にかかるわらず、なお従来の名称を用いることができる。

3 前二項に該当する病院又は診療所の構造設備については、この法律施行の日から三年間は、なお旧法の規定によることができる。但し、構造設備に重大な変更を加える必要がある場合において、その病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この法律施行の日から三年を経過した後においても当分の間は、なお旧法の規定によることができる。

第九十九条 旧規則第四十五条第一項但書、第二項、若しくは第五十一条但書の規定によつて都道府県知事の許可を受けた者は又は旧規則第七十五条の規定によつて許可を受けたとみなされた者は、第十二条第一項但書若しくは第二項又は第十八条但書の規定によつて許可を受けた者とみなす。

第一百条 この法律施行前から引き続き休止をしている病院又は診療所については、旧法の規定による休止の届出は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。

第二百二条 旧規則第五十七条又は第五十八条の規定によつて都道府県知事がなし、又は旧規則第八十条の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第二百三十三条 国は、当分の間、病院又は診療所の開設者に対し、病院又は診療所の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県に対し、病院又は診療所の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該病院又は診療所の開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により都道府県又は病院若しくは診療所の開設者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である病院又は診療所の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 都道府県又は病院若しくは診療所の開設者が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第一百四十四条 都道府県は、平成二十五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間、医療計画を作成するに当たつては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第五百五条 厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、当分の間において匡及び都道府県並びに病院又は診療所の管理者その他医師の労働時間と労働条件との関係が適切に対応するための協議を行つて、前条の指針を定め、これを公表するものとする。

第一百六十六条 都道府県は、当分の間、第三十条の十四第一項、第三十一条の十八の五第一項及び第三十条の二十三第一項の協議を行つて、前条の指針を定め、これを公表するものとする。

第一百七十七条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師の健康状態を把握し、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

第一百八十八条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、各月の労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この条において「面接指導対象医師」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師（面接指導対象医師に対し、面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行ふことをいう。以下同じ。）を行うのに適切な者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この条において「面接指導実施医師」という。）による面接指導を行わなければならない。

面接指導対象医師は、前項の規定により病院又は診療所の管理者が行う面接指導を受けなければならぬ。ただし、当該管理者の指定した面接指導実施医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の面接指導実施医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を当該管理者に提出したときは、この限りでない。

病院又は診療所の管理者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該面接指導対象医師の健康を保持するためには必要な措置について、厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

るところにより、面接指導実施医師の意見を聴かなければならぬ。

その他の適切な措置を講じなければならない。病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月度当該面接指導対象医師の労働時間の状況が特に長時間であるものとして厚生労省令で定める要件に該当する場合、厚生労省令で定めるところにより、労働時間の短縮のために必要な措置を講じなければならぬ。

定めるところにより、第一項及び第二項ただし書の規定による面接指導、第四項の規定による面接指導実施醫師の意見の聴取並びに前二項の規定による措置の内容を記録し、これを保存しなければならない。

面接指導対象醫師に対し、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八第一項の規定による面接指導（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）が行なわれている場合には、第一項の規定にかかるわらず、同項の規定による面接指導を行うことを要しない。

第一百九条 病院又は診療所の管理者は、地域の病院又は診療所において前条第一項の規定による直接指導が適切に実施されるよう、第百五条の指針に従い、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保するよう努めなければならない。ただし、当該業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより

対象医師を宿日直勤務（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項並びに第百

都道府県知事は、第一項の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の規定による指定をすることができる。

効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

⁴ 前二条の規定は、第一項の規定による指定の更新について準用する。

労働省令で定める転職の変更を除く)をし、うとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定地域医療提供機関の指定をして都道府県知事の承認を受けなければならぬ

い。この場合において、当該特定地域医療提供機関の管理者は、あらかじめ、当該特定地域医療提供機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて、労働時間短縮計画の見直しのため

検討を行い、必要な変更を加えるとともに、厚生労働省令で定めるところにより、医療機関勤務環境評価センターによる第三百三十二条第一項第一号の評価を受けなければならない。

第一号の証言を受けなければならぬ。
第一百十三条第二項から第七項までの規定は、
前項の規定による承認について準用する。この
場合において、同条第二項中「同項」とあるの

は「第一百十三条第一項」と、同項及び同条第三項第一号中「の案」とあるのは「の変更の案」と読み替えるものとする。

第百十七条 都道府県知事は、特定地域医療振興機関が次のいずれかに該当するときは、第百十一条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができ

一 第百十三条第一項に規定する業務がなくない
つたと認められるとき。

二 第百一十三条第三項各号に掲げる要件を欠缺したと認められるとき。
三 指定に関し不正の行為があつたとき。

都道府県知事は、前項の規定により指定を取
得したとき、又は第百二十六条の規定に基づく命令に違
反したとき。

取り消すに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

るにより、その旨を公示しなければならない。
第一百八十八条 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところに

より医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによ

よつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域内に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。

2 第百十三条第二項から第七項まで、第一百四十二条及び第一百十五条の規定は前項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定について、第一百六十六条の規定は連携型特定地域医療提供機関の同項に規定する派遣をされる医師の業務の変更について、前条の規定は同項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第一百三十三条第二項中「同項に規定する業務に從事する医師」とあるのは「他の病院又は診療所に派遣される医師（第一百八十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。）」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第一百八十八条」と、前条第一項第一号中「第一百十三条第一項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第一項に規定する医師の派遣が行わなくなつた」と、同項第二号中「第一百十三条第三項各号」とあるのは「次条第二項において準用する第一百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

三百十九条 都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域内に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる。

一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を行つる医師

二 医師法第十六条の十一第一項の研修を行つる病院又は診療所 当該研修を受ける医師

第一百十三条第二項から第七項まで、第一百四十二条及び第一百十五条の規定は前項の規定による技能向上集中研修機関の指定について、第一百六十六条の規定は技能向上集中研修機関の同項に規定する業務の変更について、第一百七十七条の規定は同項の規定による技能向上集中研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第一百十三条第二項中「同項に規定

する業務に従事する」とあるのは「第二百十九条」
第一項に規定する業務に従事する同項各号に定める」と、同項第七項中「この条」とあるのは「第二百十九条」と、第二百七十七条第一項第一号中「第二百十三条规定第一項」とあるのは「第二百十九条第三項各号」とあるのは「第二百十九条第三項各号」と、同項第二号中「第二百十三条规定第二項において準用する第二百十三条规定第三項各号」と読み替えるものとする。
第二百二十条 都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成すること）が公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したもの(いわゆる)における高度な技能を有する医師を育成するため、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。
第二百十一条 第百十三条规定第二項から第七項まで、第二百四十二条及び第二百五十五条の規定は前項の規定による特定高度技能研修機関の指定について、第二百十六条规定は特定高度技能研修機関の同項に規定する業務の変更について、第二百十七条の規定は同項の規定による特定高度技能研修機関の指定の取消について、それぞれ準用する。この場合において、第二百十三条规定第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第二百二十条第一号中「第二百十三条规定第一項」とあるのは「第二百二十条第一項」と、同項第二号中「第二百三十条规定第一項各号」とあるのは「第二百二十条第三項各号」とあるのは「第二百二十条第一項各号」と読み替えるものとする。
第二百二十二条 前条第一項の確認を受けようとする病院又は診療所は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
第二百二十三条 厚生労働大臣は、前条第一項の確認に係る事務の全部又は一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
2

前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関するして知り得た秘密を漏らしてはならない。

第一百二十二条 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」と総称する。）の管理者は、労働時間短縮計画に基づき、医師の労働時間の短縮のための取組を実施しなければならない。

2 特定労務管理対象機関の管理者は、三年を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごとに、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行ない、必要があると認めるときは、労働時間短縮計画の変更をするとともに、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

3 特定労務管理対象機関の管理者は、前項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行った結果、その変更をする必要がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

第一百二十三条 特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下のこの条及び次条において「特定対象医師」という。）に対し、当該特定対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めることにより、継続した休息時間を確保しなければならない。ただし、当該業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、特定対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、この象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、この限りでない。

2 特定労務管理対象機関の管理者が、厚生労働省令で定めるやむを得ない理由により、前項の規定により確保することとした休息時間（以下この項において「休息予定期間」という。）中に特定対象医師を労働させる必要がある場合に、前項の規定にかかわらず、当該休息予定期間は、

十三条第一項本文又は第二項後段に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第一百二十七条 第二十四条の二及び第三十条の規定の適用については、当分の間、第二十四条の二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「前条第一項、第一百一条又は第一百二十六条」と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しくは第三項」とあるのは「第二十九条第一項若しくは第三項、第一百一条又は第一百二十六条」とする。

第一百二十八条 特定地域医療提供機関において第百十三条第一項に規定する業務に従事する医師、連携型特定地域医療提供機関から他の病院又は診療所に派遣される医師（第一百八十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る）、技能向上集中研修機関において第百十九条第一項に規定する業務に従事する医師又は特定高度技能研修機関において第百二十条第一項に規定する業務に従事する医師についての労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百四十二条の規定による業務に従事する医師又は特定高度技能研修機関において第百二十条第一項に規定する業務に従事する医師についての労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百四十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関（次項において単に「特定労務管理対象機関」という。）における業務の性質を勘案して」と、同条第三項中「を勘案して」とあるのは「並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一百二十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関（次項において単に「特定労務管理対象機関」という。）における業務の性質を勘案して」と、同条第三項において単に「特定労務管理対象機関」という。）における業務の性質を勘案して」とあるのは「並びに特定労務管理対象機関における業務の性質を勘案して」とする。

第一百二十九条 第百十三条から前条までに規定するもののほか、特定労務管理対象機関の指定に関する申請の手続その他特定労務管理対象機関に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一百三十条 厚生労働大臣は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮するための病院又は診療所における取組を評価することにより医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確實に行うことができる認められるものを、その申請により、医療機関勤務環境評価センターとして指定することができる。

第一百三十二条 厚生労働大臣は、前項の規定によると医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行ったときは、当該医療機関勤務環境評価センターとして指定をし

の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

第一百三十三条 医療機関勤務環境評価センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第一百三十四条 医療機関勤務環境評価センターは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第一百三十五条 医療機関勤務環境評価センターは、第百三十一条第一項各号に掲げる業務（以下「評価等業務」という。）を行うときは、その開始前に、評価等業務の実施方法に関する事項その他厚生労働省令で定める事項について評価等業務に関する規程（次項及び第百四十五

条第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様

とする。

第一百三十六条 医療機関勤務環境評価センターは、前項の認可をした業務規程が評価等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第一百三十七条 医療機関勤務環境評価センターは、前条第一項第一号の評価を行つたときは、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及び当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。

第一百三十八条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第一百三十九条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務以外の業務を行つている場合に

は、評価等業務の実施方法に関する規程とを区分して整理しなければならない。

第一百四十条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働大臣の許可を受けなければ、評価等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第一百四十二条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務の実施方法に関する規程とを区分して整理しなければならない。

第一百四十三条 厚生労働大臣は、評価等業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、医療機関勤務環境評価センターに対して、評価等業務若しくは資産の状況に關し必要な報告を命じ、又は当該職員に、医療機関勤務環境評価センターの事務所に立ち入り、評価等業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一百四十四条 厚生労働大臣は、この法律を施行するためには、評価等業務の実施方法に関する規程とを区分して整理しなければならない。

第一百四十五条 厚生労働大臣は、医療機関勤務環境評価センターに対し、評価等業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第一百四十六条 厚生労働大臣は、医療機関勤務環

境評価センターが次の各号のいずれかに該當するときは、第百三十条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 評価等業務を適正かつ確實に実施すること

ができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律の規定若しくは当該規定に基づく

命令若しくは処分に違反したとき、又は第百

三 都道府県又は第三十条の二十一第一項の規定による委託を受けた者は、当分の間、同条第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、同条第三項各号に掲げる事項に加え、第一項の規定により公表された評価等業務の結果について特に留意するものとする。

第一百四十二条 医療機関勤務環境評価センターは、医療機関勤務環境評価センターを置かなければならぬ。評価等業務諮問委員会は、医療機関勤務環境評価等業務の代表者の諮問に応じ、評価等業務の実施方法、評価等業務に基づく評価の結果その他の厚生労働省令で定める事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を医療機関勤務環境評価センターの代表者に述べることができる。

第一百四十三条 評価等業務諮問委員会の委員は、医療に関する高い識見を有する者、労働に関する高い識見を有する者その他の学識経験を有する者（うちから、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関勤務環境評価センターの代表者が任命する。

第一百四十四条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、評価等業務に關し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第一百四十五条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務以外の業務を行つている場合に

は、評価等業務の実施方法に関する規程とを区分して整理しなければならない。

第一百四十六条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百四十七条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百四十八条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百四十九条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十一条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十二条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十三条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十四条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十五条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十六条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十七条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十八条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百五十九条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百六十条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

第一百六十一条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

附 則 (平成五年六月一八日法律第七四)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日) (平成五年法律第八九号) 抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行期日) (平成五年法律第八九号) 抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十九号)の施行前に法令に基づき審議会

(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会

その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続

を執るべきことの諸問題その他の求めがされた場

合においては、当該諸問題その他の求めに係る不

利益処分の手続に関しては、この法律による改

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に法律の規定により

行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処

分に係るもの)を除く。又はこれらのための手

続は、この法律による改正後の関係法律の相当

規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関して必要な経過措

置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日) (平成六年法律第四九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四)

(施行期日) (平成六年法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

(「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)

は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十二条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

第二十三条の規定は平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成八年法律第四八号) 抄

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第七条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第八条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第九条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十一条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十二条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 第九条の施行日前に発生した事項につき

改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(医療計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の医療法(附則第五条において「旧法」という。)第三十条の三の規定により定められ、又は変更された医療計画は、改正後の医療法第三十条の三の規定により定められ、又は変更されるまでの間は、同条の規定により定められ、又は変更された医療計画とみなす。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八)

(施行期日) (平成九年法律第四八号) 抄

(医療計画に関する経過措置)

(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。), 第四十条中自然公園法附則第十九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。), 第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日
二から五まで 略

六 附則第二百四十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)
第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第一百四十九条から第一百五十一条まで、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百六十五条、第一百六十八条、第一百七十七条、第一百七十二条、第一百七十三条、第三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十三条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百二条、第二百八十八条、第二百二十四条、第二百十九条から第二百二十一條まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十五条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十一条の二第二項、結核予防法第六十九条、ど畜場法第二十二条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第一項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十二条、第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条の二、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査

金保険法第二百条第一項 水道法第三十九条第一項、国民年金法第六百六条第一項 薬事法第六十九条第一項若しくは第七十二条又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第八条第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二条若しくは第二十三条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項若しくは第二項（同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第一百条第一項、水道法第三十九条第一項若しくは第二項、国民年金法第六百六条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条第二項又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに關する経過措置）
第二百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

（施行期日）
○二号）抄
附 則（平成一年七月一六日法律第一
必要な措置を講ずるものとする
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(別に定める経過措置)
第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で
きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第

(その他の経過措置の政令への委任)
百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第

百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

第

(手数料は開てある総過措置)

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

預り金寄附委託法第八条（第一号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為及び附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第八百四十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十七条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十三条の規定及び附則第三十二条の規定 平成十九年四月一日から施行する。

二 第一条の規定、附則第三条第一項から第三项までの規定及び附則第十七条の規定中健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の改正規定 平成十九年一月一日

三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定（薬剤師法第二十二条の改正規定を除く。）、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第八条の規定中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の項及び同表薬剤師法（昭和三十五年法律第一百四十六号）の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日

(診療所の療養病床以外の病床に関する経過措置)

規定の施行の日前に、医療法第二十七条の規定により許可証の交付を受けたものについては、同日において、第一条の規定による改正後の医療法第七条第三項の規定に基づき診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなす。

次に掲げる病床については、第一条の規定による改正後の医療法第三十条の七の規定にかかるわらず、同条の規定による都道府県知事の勧告の対象としない。

(嘱託する病院又は診療所に関する経過措置)
第六条 施行日において現に開設している助産所の開設者に対する新医療法第十九条の規定の適用については、施行日から一年を経過するまでの間は、なお前述の例による。
(医療計画に関する経過措置)
第七条 施行日前に旧医療法第三十条の三第一項の規定により定められた医療計画(同条第十項の規定により変更されたものを含む。)は、新

然ど同章の規定が抵触する場合にはにおいては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

前項に規定する改正前の医療法第七条第一項又は第二項の規定により行われている診療所の開設の許可又は病床数の変更の許可の申請に係る診療所の療養病床以外の病床

二　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床

第一項の規定により診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなされた病床及び前項各号に掲げる病床（次項において「特定病床」）

医療法第三十条の四第一項の規定により定められるまでの間は、同項の規定により定められた医療計画とみなす。
(特別医療法人に関する経過措置)

申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であつて、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき同法第五十条第一項の認可を受けるまでの間）、同法第五十条第四項の規定は適用せず、旧医療法第五十六条の規定は、なおその効力を有す。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

二 第一条の規定、附則第三条第一項から第三項までの規定及び附則第十七条の規定中健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の改正規定 平成十九年一月一日

三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定（薬剤師法第二十二条の改正規定を除く。）、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の項及び同表薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日から施行する。

3 項において準用する場合を含む。)の規定により同法第四条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床

第一項の規定により診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなされた病床及び前項各号に掲げる病床(次項において「特定病床」という。)は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の医療法第七条の二第一項及び第二項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。

特定病床は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から前項の政令で定める日までの間は、第二条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。)第七条の二第三項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。

(入院中の医療に関する書面の作成及び交付等に関する経過措置)

日までの間（当該期間内に新医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたときは、その日までの間）は、旧医療法第四十二条第二項及び第三項並びに第六十四条の二（旧医療法第六十八条の二第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定（旧医療法第六十四条の二の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。旧特別医療法人が施行日から五年を経過する日までの間に新医療法第四十二条の二第一項の認定の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、その申請に対する処分があるまでの間も、同様とする。

（定期又は寄附行為の変更に関する経過措置）

第九条 施行日前に設立された医療法人は、施行日から一年以内に、この法律の施行に伴い必要となる定期又は寄附行為の変更につき医療法第五十条第一項の認可（二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を

（新医療法人への円滑な移行）

第十条の二 政府は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人（施行日前に設立された社団たる医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているもの）の新医療法人（社団たる医療法人であつて）の新医療法人へとの円滑な移行を内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該第一項の認可を受けるまでの間、同法第五十条第一項の規定は適用せず、旧医療法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

(検討) 月一日 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

第四条 施行日において現に病院又は診療所に入院している患者については、新医療法第六条の四第一項、第二項及び第四項の規定は、適用し

開設する医療法人にあつては、新医療法第六十一条の二第一項において読み替えて適用する医療法第五十条第一項の認可の申請をしなければならない。

て、その定款に残余財産の帰属すべき者として同法第四十四条第五項に規定する者を規定しているものという。(以下同じ。)への移行が促進

（業務）に關する報告書の内容の公表に關する経過措置

2 ばならない。
施行日前に設立された医療法人の定款又は寄附行為は、施行日から一年を経過する日（前項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対

されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。
(移行計画の認定)

、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。
第一百三条、第一百五条（駐車場法第四条の改

正規定を除く。）、第七十七条（第一百八条、第一百五十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条规定及び第十七条の改正規定を除く。）、第一百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十一条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十八条の二、第二十条の四、第二十二条の五、第二十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二及び第五百三十九条の三、第一百四十五条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十三条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四十四条及び第一百九条の二の改正規定を除く。）、第一百三十三条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十一条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百八十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンショングループの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条（第一百五十五条の改正規定を除く。）、第一百五十九条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第一号イ）を「第二項第一号イ」に改める部

十八条 第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条规定（地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第二百二十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日
（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の医療法（以下この条及び附

則第一百一十三条第二項において「新医療法」という。第七条の二第四項に規定する都道府県

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 第百二十三条
政府は、

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による罰則の適用については、なお従前の例による（政令への委任）。

4 定められた基準によつて、
第二十九条の規定の施行の日から起算して一
年を超えない期間内において、新医療法第二十
一条第一項及び第二項に規定する都道府県の条
例が制定施行されるまでの間は、同条第三項の
厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の
条例で定める基準とみなす。

府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

は特別区の条例が制定施行されるまでの間は同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道

条に規定する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例、規則並行して適用される場合は、

3 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第十八

定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

の二第五項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の厚生労働省令で定

第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第七条

準は、当該都道府県の条例とみなす。

の条例が制定施行されるまでの間は、新医療法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基

（第七条の二第四項に規定する都道府県
いう。）第七条の二第四項に規定する都道府県

（新児童福祉法第二十一条の五の十五）
政府は、新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。）、新医療法第七条の一、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条（新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その

規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)

は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第二十一条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(罰則に関する経過措置)

年を超えない期間内において、新因癥法第十九条に規定する都道府県、保健所を設置する市又

3 第二十九条の規定の施行の日から起算して一
年を超えない期間内において、新規業法第一
項の規定による

行されるまでの間は、同項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

の二第五項に規定する都道府県の条例が制定施

2 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第七条

第三十一条の四第五項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

の条例が制定施行されるまでの間は、新医療法第三条の四第五項の更三労働省令で、三つある基

則第一百二十三条第二項において「新医療法」という。第七条の二第四項に規定する都道府県

2
この法律の施行前にこの法律による改正前のそれまでの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについて

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置)

第二十八条 都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法(次条において「新医療法」という)第三十条の十二第二項において読み替えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第三十三条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十

四号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、令和六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床(同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう)の病床数とみなす。(医療法人の設立等に関する準備行為)

第二十九条 医療法第四十四条第一項の規定による認可の手続(医療法人を設立しようとする者が、定款又は寄附行為をもって、新医療法第十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。)及び医療法第五十四条の九第三項の規定による認可の手続(医療法人の定款又は寄附行為をもって、同号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。)は、施行日前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月一四日法律第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(附則第七条及び第八条において「平成十八年改正法」という)附則第十条の三第五項の改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第七条、第八条及び第十二条の規定 平成二十九年十月一日

三 第二条中医療法第十五条の二の改正規定及び同条を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加える改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の医療法(以下この条において「第二号新医療法」という)第六条の四の二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(附則第七条第一項及び第八条第一項において「第二号施行日」という)以後、第二号新医療法第六条の四の二第一項に規定する助産所の管理者が助産を行うことを約した場合について適用する。

第三条 第二条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という)第六条の五第二項第四号若しくは第三項の厚生労働省令の制定の立案及び附則第五条において「施行日」という)の変更につ

前において診療に関する学識経験者の団体の意見を聞くことができる。

第四条 この法律の施行に第二条の規定による改正前の医療法(次項及び附則第六条第二項において「旧医療法」という)第六条の六第一項の規定によりされている許可是、新医療法第六条の六第一項の許可とみなす。

施行日前にされた旧医療法第六条の八第二項の規定による広告の中止又はその内容の是正の命令(当該中止又は是正の期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、新医療法第六条の八第二項の規定による同項に規定する広告の中止又はその内容の是正の命令とみなす。

第五条 新医療法第十条の二の規定は、医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院の開設者が、施行日以後に、当該特定機能病院の管理者を選任する場合について適用する。

第六条 新医療法第十五条の二の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(次項において「第三号施行日」という)以後に行う新医療法第十五条の二に規定する検体検査(同項において「新検体検査」という)の業務について適用する。

第七条 第二号施行日前認定医療法人であつて、同条第一項の認定を受けたものは、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)附則第七条第一項に規定する第二号施行期限までの間のいずれかの日において、同条第一項の認定を受けたものには、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)附則第七条第一項に規定する第二号施行期限(以下この項において「移行期限」という。)までの間にあるものは、第二号施行日から第十条の八までの規定は、なおその効力を有する。

第八条 第二号施行日前認定医療法人であつて、第二号施行日前認定を受けた日から第二号施行日前認定移行計画に記載された平成十八年改正法附則第十条の三第二項第四号に掲げる移行の期限(以下この項において「移行期限」という。)までの間にあるものは、第二号施行日から当該移行期限までの間のいずれかの日において、同条第一項の認定を受けたものには、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)附則第七条第一項に規定する第二号施行日前認定を受けた日」とする。

二 第二号施行日前認定医療法人が前項の規定にて適用し、第三号施行日前に旧医療法第十五条の二の規定により委託された人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務について適用する。

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認

は、同項中「前条第四項」とあるのは、「前条第四項(第四号を除く。)」とする。

第四項 第二号施行日前認定医療法人については、第四条の規定による改正後の平成十八年改正法附則第十条の六から第十四条の規定による改正法附則第十条の三第一項に規定する第二号施行日前認定医療法人に受けた第二号施行日前認定(以下この項及び次項において「特例認定」という)を受けたときは、当該第二号施行日前認定医療法人が受けた第二号施行日前認定(第二号施行日前認定移行計画に係る平成十八年改正法附則第十条の四第一項の認定を含む。)は、当該特例認定を受けた日から将来に向かつてその効力を失う。

特例認定に係る移行計画の変更について厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の認定を行う場合における同条第五項において準用する新平成十八年改正法附則第十条の三第四項の規定の適用については、同項第三号中「第一項の認定の日」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)附則第七条第一項に規定する第二号施行日前認定を受けた日」とする。

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認

は、同項中「前条第四項」とあるのは、「前条第五項(第五号を除く。)」とする。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認

は、同項中「前条第四項」とあるのは、「前条第五項(第五号を除く。)」とする。

第七条 第二号施行日前認定医療法人(第二号施行日前認定(第二号施行日前にされた平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定をいう。)の認定を受けた平成十八年改正法附則第十条の三第一項に規定する経過措置医療法人をいう。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)に係る第二号施行日前認定移行計画(第二号施行日前認定に係る移行計画(平成十八年改正法附則第十条の三第一項に規定する移行計画をいう。次条第三項において同じ。)をいう。同条

第一項及び第二項において同じ。)の変更について第二号施行日以後に厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の認定を行ふ場合における同条第五項の規定の適用について

の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、第三十九条中金融機関の合併及び転換に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く）、同法第四十一条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第五項並びに第五項第一号及び第二号、第三百二十二条第五項第一号を除く）。

第三百一十二条第四項中「株主」とあるのは「総代」と、「これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十九条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百一十二条第四項、第三百二十二条第五項、第三百二十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）」中「株主」とあるのは「総代」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び第三百十二条第一項中「議決権行使書面」に」とあるのは「議決権行使書面」に、「第三百十三条」であるのは「相互会社」とに、「第三百十三条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十二条第一項中「議決権行使書面」に」とあるのは「議決権行使書面」に改め、「共同」を削る部分を除く。」、同法第六十四条第二項及

同法第二十一条第一項において「に改める部分」、「に加える部分」、「削る部分」及び「準用する会社法第五百七十三条第一項」との下に「同法第一百四十五条」とあるのは、「商業登記法」における法律(平成十年法律五百号)第三条第一項において準用する商業登記法(「商業登記法」と「商業登記法第一百四十五条」とあるのは、「資産の流動化に関する法律(平成十年法律五百号)第六十条第一項」)を削る部分を除く。)及び同法第三百十一条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定(「第三項第六条第一項第七号」を削る部分に限る)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の二の改正規定(「第三項第六十七条第一項各号」と「第六十七条第二項各号」を削る部分に限る)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの規定、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く)、第七十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第七十二条中医療法第十四条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第十二条第一項の改正規定(「第十七条(第十七条の三)を「第十七条(第十七条の三第一項)」に改める部分に限る)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項(「第十七条(第十七条の三第一項)」を「第十七条(第十七条の三)」に改める部分に限る)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規

正規定、同法第四十七條の五の次に一条を加える改正規定及び同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を、「第一百三十二条から第一百三十七条まで、並びに第一百三十九条」に改める部分及び「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と）を削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第一項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（第八項）の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百一条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を、「第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項」を、「第三十八条の六」に

第一条 この

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医療法第百四条の改正規定及び第十四条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定

二 略

三 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三项、第十四条第一項及び第三项、第十五项第一項及び第三项、第十六条、第十七条、第二十二条並びに第二十三条の規定 令和三年十月一日

四 第一条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定及び同条を同法附則第一条の三とし、同法附則第一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第九条の規定、附則第二十五条中地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定並びに附則第二十六条の規定 令和四年三月三十日までの間において政令で定める日

五 第二条の規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定 令和四年四月一日

六 略

七 第三条中医療法第三十五条第一項第二号の改正規定（第十一条第一号若しくは「」を「第十一条第一項第二号若しくは」に改める部分に限る。）及び第六条の規定（医師法第十六条の十一第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第二十条及び第二十七条の規定 令和七年四月一日

第

第二条 政府は、この法律の施行後五年を以て、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（医療機関勤務環境評価センターの指定に係る準備行為）

第三条 第二条の規定による改正後の医療法（以下「第五号新医療法」という。）第百七十七条第一項の規定による指定を受けようとする者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次項及び第三項において「第五号施行日」という。）前においても、第五号新医療法第百七十七条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第五号施行日前においても、第五号新医療法第百七十七条第一項の規定による指定を受けた者は、第五号施行日前においても、第五号新医療法第百十二条第一項及び第一百十三条第一項の規定の例により、厚生労働大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該指定は、第五号施行日ににおいて同条第一項の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定により第五号新医療法第百七十七条第一項の規定の例による指定を受けた者は、第五号施行日前においても、第五号新医療法第百十二条第一項及び第一百十三条第一項の規定の例により、厚生労働大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第五号施行日前において第五号新医療法第百十二条第一項又は第一百十三条第一項の規定によりされたものとみなす。

（労働時間短縮計画の作成に関する経過措置）

第四条 病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間が厚生労働省令で定める時間を超えている場合には、当該医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働

ルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を中途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（医療法の一部改正に伴う準備行為）

第十六条 厚生労働大臣は、施行日前においても、第八条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第三十条の十二の二第一項に規定する研修を実施することができる。

2 新医療法第三十条の十二の二第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十七条 都道府県知事は、施行日前においても、新医療法第二十条の十二の六の規定の例により、協定（同条第一項に規定する協定をいう。次項において同じ。）を締結することができる。前項の規定により締結された協定は、施行日において新医療法第三十条の十二の六第二項の規定により締結されたものとみなす。

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月一九日法律第三二号）抄

一 第三条中国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに百十三条の二第一項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六条、第七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同法第五項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九条第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五項、第七条及び第十項並びに同法第十三条、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第一百三十八条第一項、第十三十三条第一項、第十四条第一項、第十五十五条、第十七条及び第十八条の規定）公布の日

二 第八条中医療法の目次の改正規定（第九節監督（第六十三条第一項第六十九条）を「第九節監督（第六十三条第一項第六十九条）／第十節医療法人に関する情報の調査及び分析等（第六十九条の二・第六十九条の三）／」に改める部分に限る。）、同法第六条の三第三項の改正規定及び同法第六章に一節を加える改正規定並びに附則第十三条及び第三十一条の規定 令和五年八月一日

（検討）

第三略

四 第四条中国民健康保険法第六十四条及び第八十五条の三第二項第二号の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第八条第五項の改正規定（推進）の下に、「医療機能の確保に関する法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第八条の規定（附則第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法第六条の二第二項の規定は、令和四年九月一日以後に始まる会計年度に係る事項について適用する。

第六条 第十四条の附則第一条第四号に掲げる改正規定（「第四号改正前医療法」という。）前に第八条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）により定められた医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下この条において同じ。）は、第四号施行日から令和九年三月三十一日までの間

規定期定、同法第三十条の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の規定により定められた医療計画（以下この条において「第四号改正後医療法」という。）第三十条の四の規定により定められ、又は第四号改正前医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画とみなす。

第七条 第四号改正後医療法第三十条の四第二項第十号の二に掲げる事項についての調査、分析及び評価については、第四号改正後医療法第三十条の六第一項の規定にかかるわらず、第四号改正後医療法第三十条の十八の五とし、第三十条の十八の三の二に一条を加える改正規定並びに同法第七十条第一項第二号、第九十二条及び第六十六条の第一項の規定にかかるわらず、第四号改正後医療法第三十条の十八の五とし、第三十条の十八の三の二に一条を加える改正規定並びに同法第七十条第一項第二号、第九十二条及び第六十六条の二に掲げる事項に基づく調査、分析及び評価については、第四号改正後医療法第三十条の六第一項の規定にかかるわらず、第四号改正後医療法第三十条の二に掲げる事項に基づく調査、分析及び評価の際に併せて行うものとする。（政令への委任）

第八条 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

附 則（令和五年六月七日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るために更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

第五条 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和六年五月二二日法律第二九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定（政令への委任）

(政令への委任)
第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。